



KPMG Web seminar

日本人マネジメント向け タイの法律・会計・税務の 集中基礎講座<その1>

January 2021 / Global Japanese Practice KPMG in Thailand

日本人マネジメント向け タイの法律・会計・税務の集中基礎講座～第1日～

本日の予定

時間(タイ時間)	項目	講師
14:00	ご挨拶	伊藤
14:05	会社法の基礎	藤原
14:25	外国人事業法の基礎	中島
14:55	<休憩>	
15:00	会計アップデート	宮田
15:25	個人所得税	伊藤
15:45	2020年を振り返って	柴田・伊藤



会社法の基礎

藤原 佑一郎

Manager, Deal Advisory

会社法の基礎

1. タイの日系企業を取り巻く主な法律
2. 民商法典の構成
3. 資本制度
4. 会社の機関
5. 決算手続
6. 配当・準備金
7. 増資・減資・合併・清算

参考資料： 会社登記書類

1.タイの日系企業を取り巻く主な法律

利害関係者



主な法律

民商法典

外国人事業法

タイ投資委員会の投資奨励法

歳入法

工場法

土地法

タイ工業団地公社の投資奨励法

関税法

労働者保護法

外国人就労法

移民法

日タイ租税条約

2. 民商法典 (Civil & Commercial Code) の構成

I 総則(General Principles)	
II 義務(Obligation)	
III 各種契約(Specific Contracts)	
第1編 販売 (Sale)	第12編 抵当 (Mortgage)
第2編 交換 (Exchange)	第13編 担保 (Pledge)
第3編 贈与 (Gift)	第14編 倉庫 (Warehousing)
第4編 賃貸 (Hire of Property)	第15編 代理 (Agency)
第5編 割賦購入 (Hire-Purchase)	第16編 仲介 (Brokerage)
第6編 役務提供 (Hire of Services)	第17編 和解 (Compromise)
第7編 請負 (Hire of Work)	第18編 賭博 (Gambling and Betting)
第8編 運送 (Carriage)	第19編 相殺 (Current Account)
第9編 貸与 (Loan)	第20編 保険 (Insurance)
第10編 預託 (Deposit)	第21編 手形小切手 (Bills)
第11編 保証 (Suretyship)	第22編 パートナーシップ及び会社 (Partnerships and Companies)
	第1章 総則 (General Provisions)
	第2章 普通パートナーシップ (Ordinary Partnerships)
	第3章 有限パートナーシップ (Limited Partnerships)
	第4章 非公開株式会社 (Limited Companies)
	第5章 清算 (Liquidation of Registered Partnerships, Limited Partnerships and Limited Companies)
IV 財産(Property)	
V 家族(Family)	
VI 相続(Succession)	

3-1. 資本制度-概要

主な特徴

- ・法律上は最低資本金の要件なし
- ・分割払込が認められている
- ・原則、額面・記名式株式の発行
- ・公募増資の禁止(*)
- ・債務の株式化の禁止(*)
- ・自己株式保有の禁止(*)

(*) 商務省は民商法改正案を提出しており今後改正の可能性あり



株主総会

資本総額（増資額）を決定



取締役会

株主に対して引受株式の未払い部分の払込催促



会社

原則額面発行
記名式株券



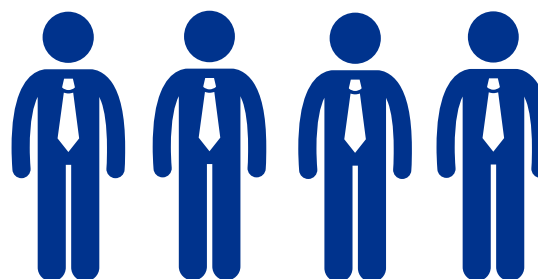
第三者割り当て増資
は認められない。



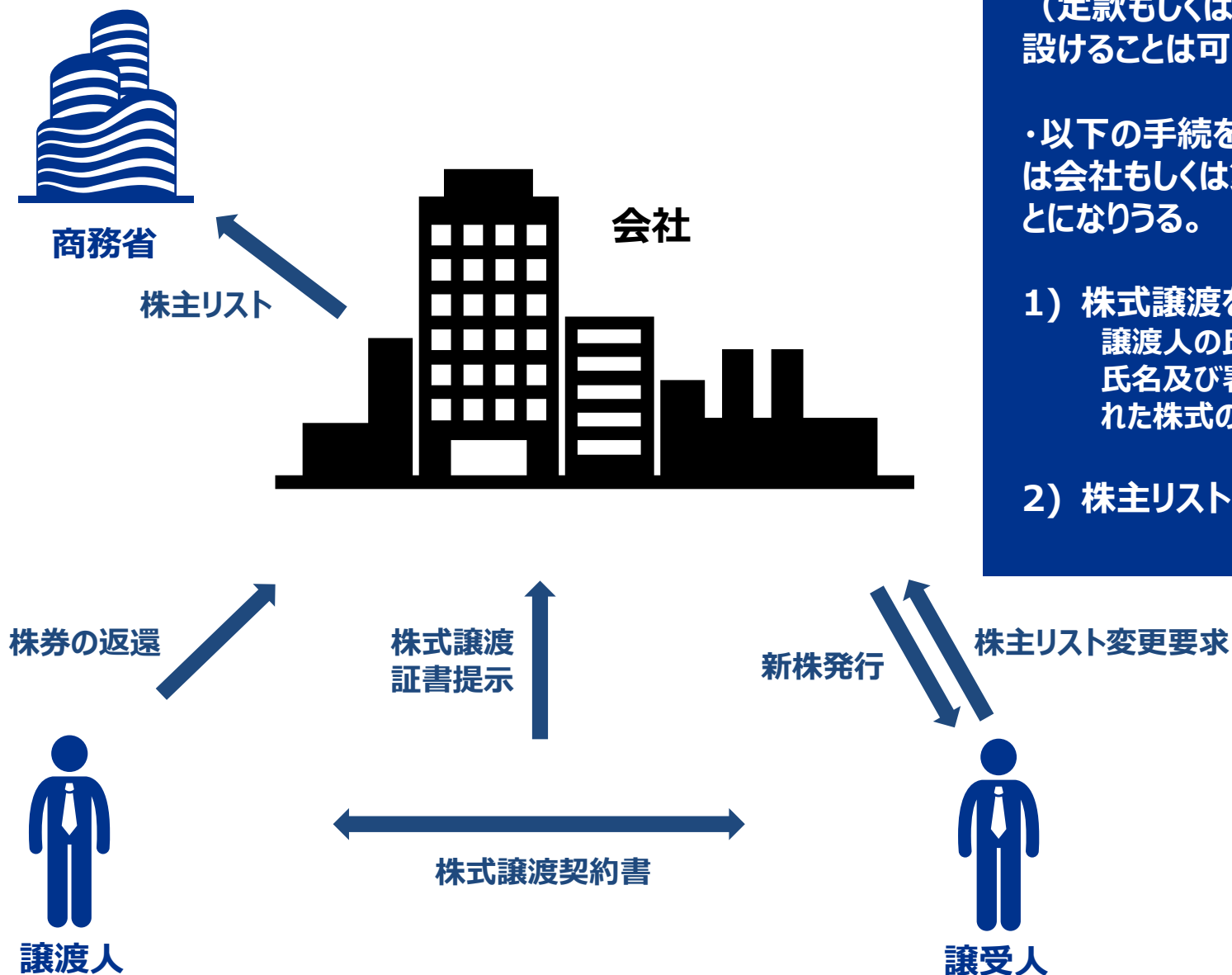
引受額の25%
以上払込



既存株主



3-2. 資本制度-株式譲渡の手続



・原則、自由に譲渡可能。
(定款もしくは附属定款で譲渡制限を設けることは可能)

・以下の手続を行なわないと、新株主は会社もしくは第三者に対抗できないことになりうる。

- 1) 株式譲渡を示す文書作成
譲渡人の氏名及び署名、譲受人の氏名及び署名、証人の署名、譲渡された株式の数
- 2) 株主リストの更新

3-3. 資本制度-株式に係る主な規定

株式の発行

- ❑ 1株5パーツ以上の額面株式(1117条)
- ❑ 額面より低い価格での発行はできない(1105条)
- ❑ 額面より高い価格での発行は基本定款に定めがあれば可能(1105条)
- ❑ 現物出資可能(1108条⑤)
- ❑ 相殺によって払込に代えることは不可(1121条)
- ❑ 優先株式の発行可能(1108条)
- ❑ 公募の禁止 (1102条)
- ❑ 自己株式の所有・質受はできない (1143条)

株式の払込

- ❑ 分割払込が可能。最初の払込は引受額の25%以上であること (1110条)
- ❑ 取締役は事前の書留通知を出せば未払込部分の払込催告がいつでも可能 (1120条)
- ❑ 払込催告の指定日以降も払込ない場合は、利息が発生する (1122条) 最終的には株式を没収・競売することも可能 (1124条)

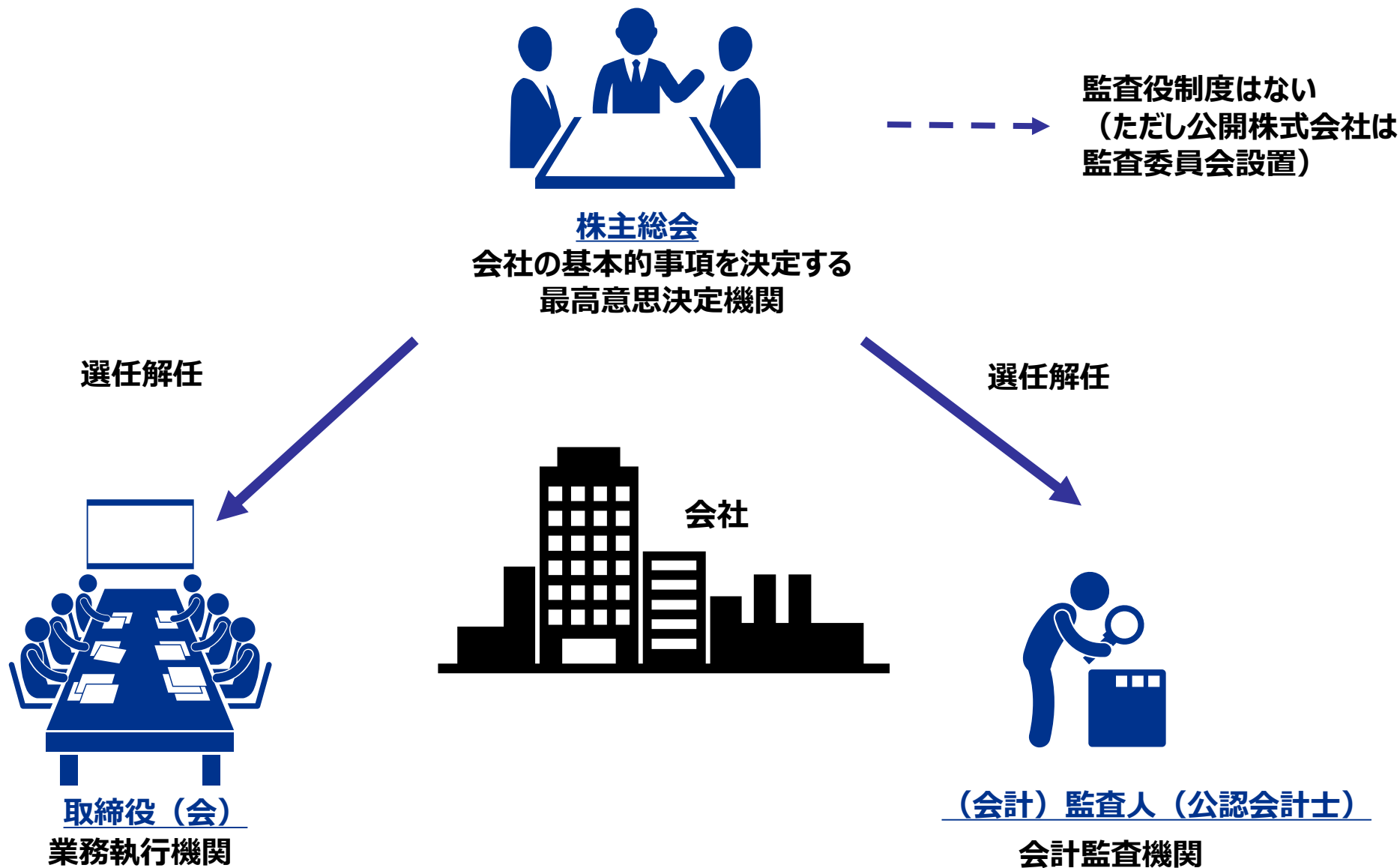
株券

- ❑ 株券の交付義務 (1127条)
- ❑ 原則として記名式株券。付属定款に定めがあり、全額払込済の場合は無記名式株券も発行可能 (1134条)
- ❑ 株券の記載事項 (1128条)
社名、株式番号、株主氏名、取締役署名、額面金額、一部払込既未了の場合には払込額
- ❑ 株主の死亡や破産の場合、株券と証拠書類をもって、株主名簿の書換が可能 (1132条)

株式の譲渡

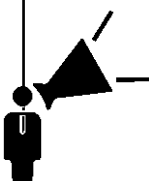
- ❑ 付属定款に別段の定めのない限り、会社の同意なく譲渡可能 (1129条)
- ❑ 譲渡の効力は、会社や第三者に対しては、株主名簿の書換・登記が必要 (1129条)
- ❑ 譲渡契約書の記載事項 (1129条)
譲渡人・譲受人署名、立会人署名、対象株式数
- ❑ 株式分割はできない (1118条)
- ❑ 株式交換や株式併合の制度はない

4-1.会社の機関-概要



4-2. 会社の機関-株主総会に係る主な規定

株主総会の種類と開催要件

	定時株主総会	臨時株主総会
 開催要件	年1回、期末日後4ヶ月以内に開催すること （1117条、1197条）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取締役がいつでも招集可能（1172条） ○ 20%以上の株式を所有する株主も開催要求可能（1173条） ○ 登録資本の半分を欠損した場合には、取締役は遅滞なく開催する必要あり（1172条）

決議事項

	普通決議事項	特別決議事項
招集通知	開催 7日前まで に新聞広告及び通知すること（1175条）	開催 14日前まで に新聞広告及び通知すること（1175条）
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取締役の選任・解任と報酬（1150条、1151条） ○ (会計)監査人の選任と報酬（1209条、1210条） ○ 財務諸表及び利益処分（1197条、1201条） 	法定の特別決議事項 ①基本定款・付属定款の変更（1145条） ②増資・減資（1220条、1224条） ③解散・合併（1236条、1238条） ④公開株式会社への組織変更
議決権	出席株主の議決権の 過半数以上 の賛成多数で可決	出席株主の議決権の 3/4以上 の賛成多数で可決（1194条）
決議方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 挙手による方法と投票による方法がある。挙手の場合は出席株主1名につき1議決権、投票の場合は原則として1株につき1議決権（1182条）：挙手の場合、出席者1名あたり1票となるため、資本多数決とする場合には、定款等にその旨を明記する必要あり。 ■ 代理人による議決権行使も可能（1187条） ■ 株主総会決議に瑕疵がある場合、株主は裁判所へ取消を求めることが可能（1195条） 	

4-3. 会社の機関-取締役に係る主な規定

取締役に係る主な規定

	概要
取締役	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役は1名以上 ■ 登記上は、以下の2種類のみ。代表権は、会社の代表として署名する権利を意味する。 <ul style="list-style-type: none"> ・代表権のある取締役(Authorized Director) ・代表権のない取締役(Non-authorized Director) ■ 取締役としての資格に瑕疵があった場合でも、その者が第三者に対して行った行為は、正当な取締役が行った行為として有効（1166条） ■ 代表権のない取締役が行った行為に関する表見代表取締役規定はないが、類推適用はありうる
取締役会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取締役会の設置は任意。開催時期や決議事項に関する規定はなく、設置する場合、付属定款で定めるのが一般的
任期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 最長3年。毎年度の最初の株主総会において、1/3（又は1/3に最も近い数）の取締役が退任すること（1152条）。ただし退任したものを再び選任することも可能 ■ 株主総会はいつでも取締役を解任可能（1156条）
取締役の責任	<ul style="list-style-type: none"> ■ 以下の事項について、取締役は連帯で責任を負う（1168条） <ol style="list-style-type: none"> 1.株主に資本金の払込を遂行させる、2.法律が定める帳簿と書類の適切な作成と保管、3.法律の定めに従う適正な配当と金利の分配、4.株主総会の決議に従う適切な執行、5.競合瑕疵（該当する業務を行う場合、株主総会の承認を必要とする） ■ 取締役が株主総会の承認を受けず行った行為によって会社が損害を被った場合、会社・株主・会社債権者は、当該取締役に対して損害賠償を請求可能（1169条） ■ 株主総会の承認得て取締役が行った行為については、会社並びに承認した株主に対する責任を負わない。承認しなかった株主は、当該株主総会開催日より6ヶ月以内に限り、損害賠償を請求可能（1170条）

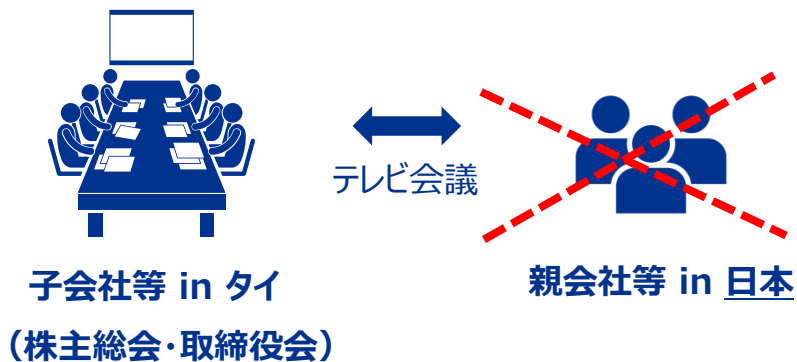


4-4.テレビ会議による取締役会および株主総会

2020年4月に、電子的方法による会議（以下、テレビ会議）に関する規制が緩和され、テレビ会議による株主総会・取締役会の開催が可能となりました

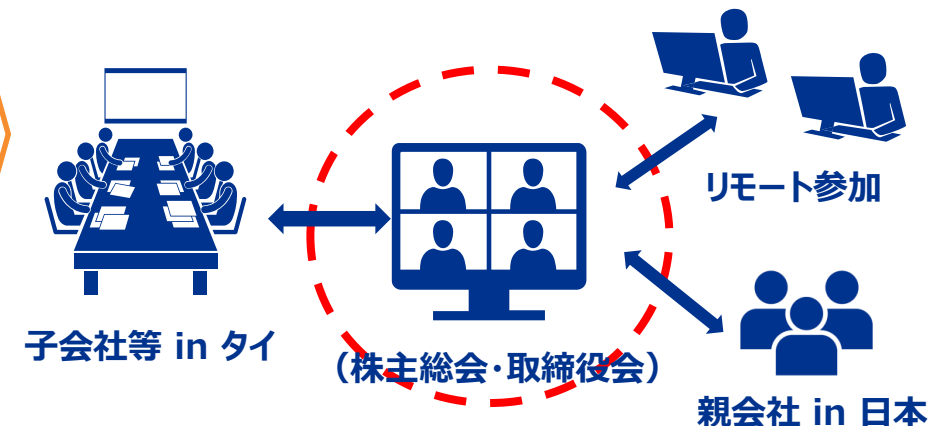
従来

- ❑ 2016年9月にテレビ会議は解禁となった
- ❑ しかし、充足数の1/3以上が同じ場所にいること、タイ国外から参加できない、など日系企業にとって利用しづらいものだった



現在

- ❑ 参加者の所在場所・国に関する物理的な出席要件が撤廃され、リモートでの会議開催が可能となり、日系企業にとって利用しやすい制度となった

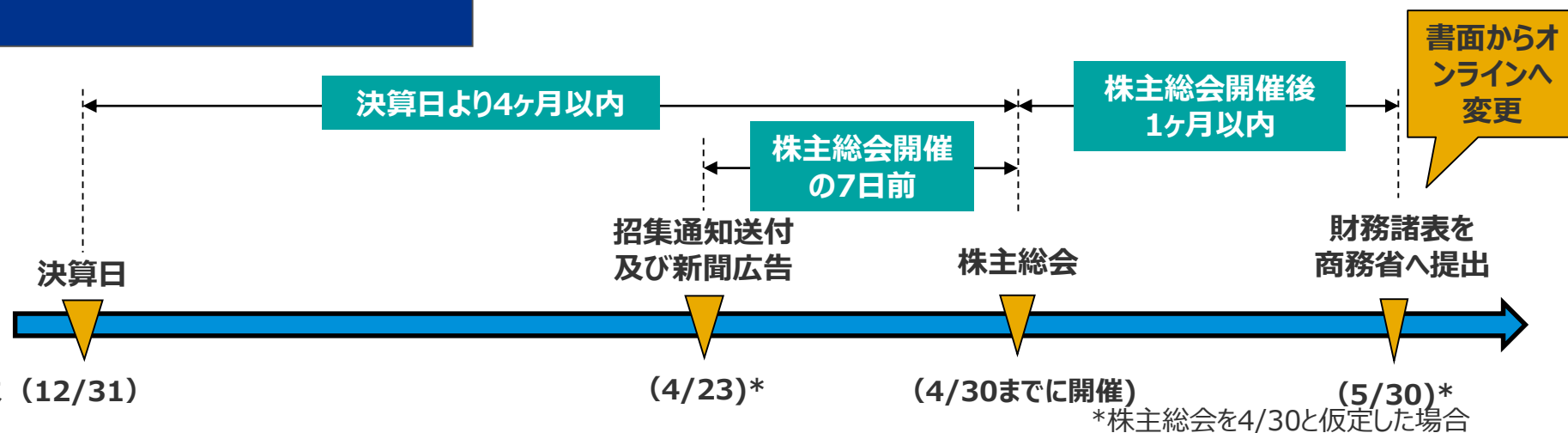


開催要件 (主催者の義務)

- ❑ 会議の開催前の会議出席者の本人確認
- ❑ 会議出席者が挙手及び投票を含む議決権行使の確保
- ❑ 音声又は音声と映像の電子データによる記録及び保存
- ❑ 議事録の作成及び保存
- ❑ すべての会議出席者の交信記録を議事録として保管

5.決算手続

非公開会社の開示業務スケジュール



<決算に係る手続>

- 年に1度、当該会計年度に係る貸借対照表及び損益計算書を作成すること (1196条)
- (会計) 監査人による監査を経て、**期末日より4ヶ月以内**に、株主総会に提出すること (1197条)
- 取締役は、当該会計年度に係る事業の報告書を作成すること (1198条)
- 株主総会開催日の3日前までに、株主名簿記載の株主に、財務諸表の写しを送付すること (1197条)
- (会計) 監査人は、株主総会において財務諸表に関する意見表明をすること (1214条)
- 株主総会において採択された財務諸表につき、取締役は、当該**株主総会より1ヶ月以内**に、商務省へ提出すること (1199条)

6-2. 配当・準備金-配当に係る主な規定

配当

- ❑ 原則として株主総会決議を経ること（1201条）取締役が、会社の利益が配当するだけ十分であると判断した場合は株主総会決議を経ずに期中配当を実施可能（1201条）
- ❑ 損失がある場合は、それが補填されるまで配当はできない（1201条）
- ❑ 利益がないにもかかわらず配当が実施された場合は、会社債権者は、会社に対して配当返還請求が可能。ただし、善意の株主には、返還義務はない（1203条）
- ❑ 配当対象となる株主は、定時株主総会に出席する権利を有する株主であると解されている 会社は定時株主総会直前14日間株主名簿を閉鎖できる。（第1131条）

当期純利益	THB 100,000
未処分利益	THB 1,000,000

↓
配当可能

当期純損失	THB ▲100,000
未処分利益	THB 800,000

↓
配当可能

当期純利益	THB 100,000
未処分損失	THB ▲500,000

↓
配当不可

配当金の支払期限の導入（2017年4月改正）

- ❑ 従来は配当金の支払について期限の定めはなかったが、民商法の1201条が改正され、株主総会または取締役会において配当決議を行った場合、その決議日から1ヶ月以内に配当金の支払いを行わなければならない旨の規定が追加
- ❑ 本規定に違反した場合は、最大20,000バーツの罰金

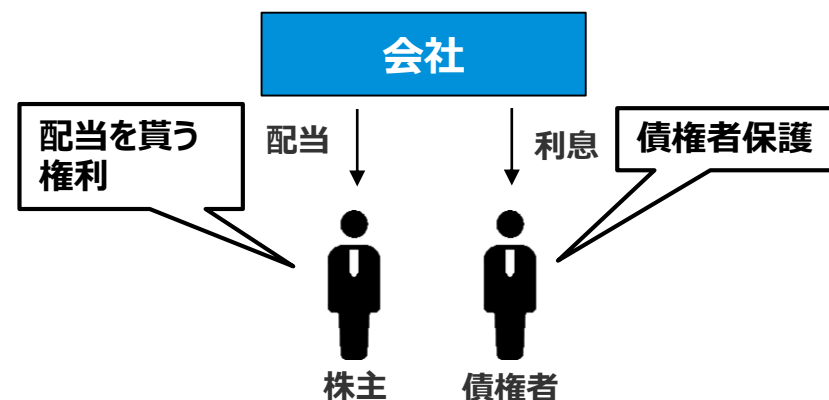
決議日から1ヶ月以内に配当が支払われるように、開催時期の調整、支払事務等の事前準備が必要

6-2. 配当・準備金-法定準備金に係る主な規定

法定準備金

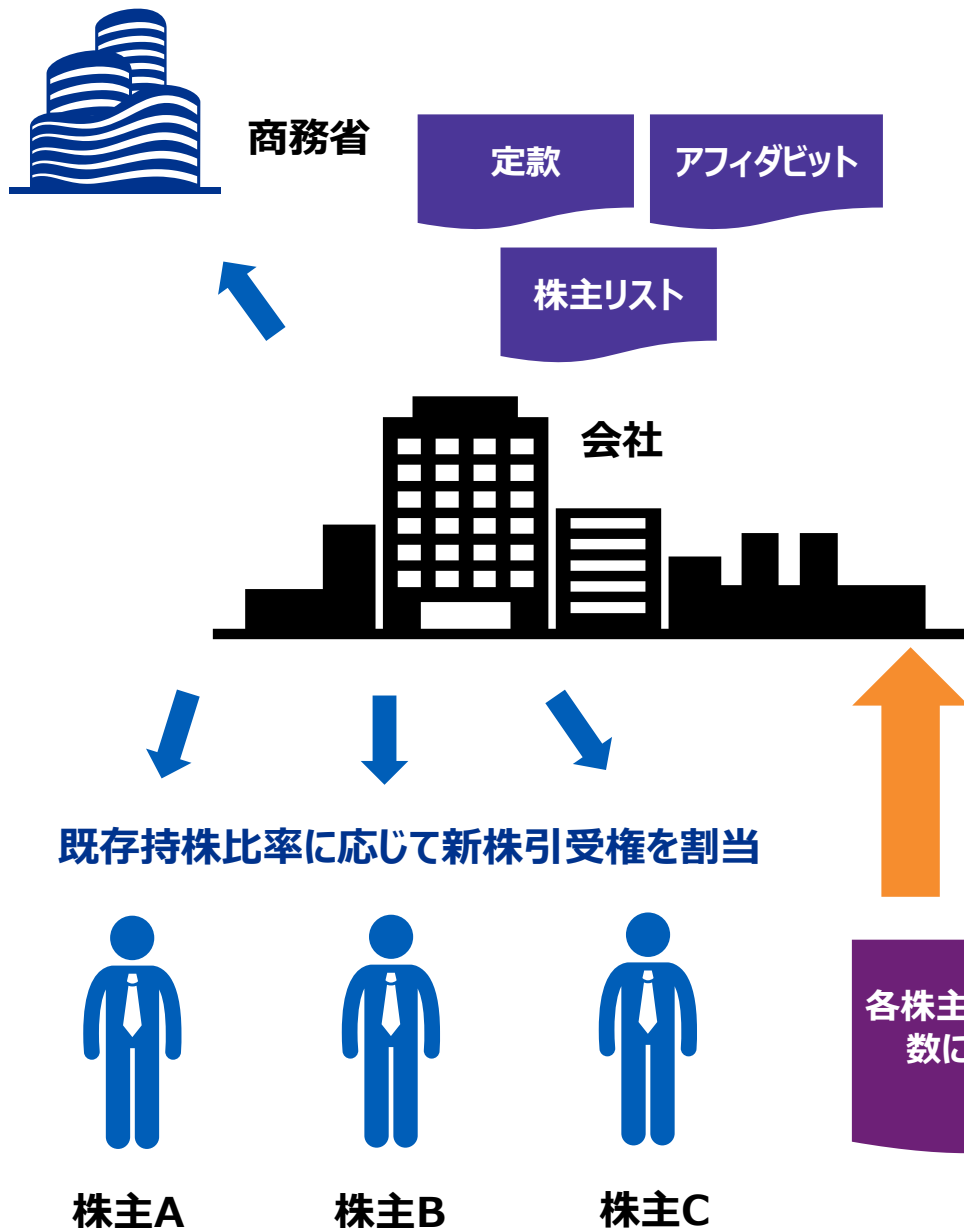
- 登録資本の1/10以上の金額に達するまで、配当の都度、利益の1/20以上を積立すること（1202条）
- この準備金の取崩や資本組入は認められておらず、会社清算時まで使用することはできないと解されている

売上高	100,000
売上原価	(60,000)
売上総利益	40,000
販管費	(5,000)
営業利益	3,500
営業外収益	5,000
営業外費用	(10,000)
経常利益	30,000
特別利益	2,000
特別損失	(3,000)
税引前当期純利益	29,000
法人税等	(10,000)
当期純利益	19,000
前期繰越利益	5,000
当期末処分利益	24,000
期末配当	8,000



利益が何をさすか明確になっていないため、当期利益、未処分利益、配当金のいずれかの5%を積み立てることも認められている。（なお、公開会社については未処分利益の5%を積み立てることが求められている。）

7-1.増資・減資・合併・清算-増資



- ❑ 既存株主に対して、持株数に比例して新株引受権を割り当てる株主割当の方法のみが可能（1222条）
- ❑ 増資手続
 - ① 株主総会における特別決議（1220条）
 - ② 商務省への増資決議登記（1228条）
 - ③ 株主への新株引受権の割当通知
 - ④ 株主による払込
 - ⑤ 商務省への基本定款等変更登記
- ❑ 新株の割当対象となる株主は、新株引受権を行使しないことも可能。（1222条）

7-2.増資・減資・合併・清算-減資・合併

減資

- 額面を引き下げる方法と株式数を減らす方法がある（1224条）
- 登録資本の3/4までしか減資できない（1225条）
- 減資手続
 - ①株主総会における特別決議（1224条）
 - ②商務省への減資決議登記（1228条）
 - ③会社債権者への通知（1226条）
 - ④会社債権者の異議申立期間（1226条）
通知日より30日間
 - ⑤株主への払戻
 - ⑥商務省への基本定款等変更登記
- 異議申立期間経過後でも、減資決議登記日後2年間は、資本の払戻を受けた株主は、善意の会社債権者に対して払戻金額の範囲内で責任を負う（1227条）

合併

- タイ会社法では、新設合併が唯一の合併の方法
- 合併の手続
 - ①株主総会における特別決議（1238条）
 - ②商務省への合併決議登記（1239条）
 - ③会社債権者への通知・地方紙への公告（1240条）
 - ④会社債権者の異議申立期間（1240条）
通知日より60日間
 - ⑤商務省への合併の登記（1241条）
- 新会社の資本金は、被合併会社の資本金合計に等しくなる（1242条）
- 新会社は合併した会社の権利、義務を負う（1243条）

7-3.増資・減資・合併・清算-清算

解散・清算に係る主な手続	
【解散手続】	備考
取締役会の招集通知	
取締役会の開催	
臨時株主総会の招集通知及び新聞公告	
臨時株主総会の開催（解散に係る特別決議）	
商務省への解散決議登記	特別決議の日から14日以内に行う必要がある。
解散に係る新聞広告	
解散に係る債権者への通知	特別決議の日から14日以内に行う必要がある。
【清算手続】	備考
財務諸表の作成	
歳入局への事業終了の通知、VAT登録のキャンセル	特別決議の日から15日以内に行う必要がある。
会計監査人による監査と証明	
臨時株主総会の開催（財務諸表の承認）	解散登記後4ヶ月以内に行う必要がある。
PND50（法人税申告書）の作成、歳入局への提出	解散登記後5ヶ月以内に行う必要がある。
歳入局による税務調査	税務調査の実施時期及び期間は、歳入局の状況及び税務に係る検討事項に影響される。
最終清算レポートの作成	
臨時株主総会の開催（最終清算レポートの承認）	
商務省への清算完了登記	清算レポート承認日から14日以内に行う必要がある。

参考： 会社登記書類

英語で内容把握しておくべき
(公式書類は全てタイ語)

アフィダビット (Affidavit)

会社登記番号、会社登記日、会社商号、取締役人数・氏名・**サイン権限**、登録資本金額、本店登記住所

株主リスト

(List of Shareholders; Form Bor Or Jor 5)

1株当たり額面、**タイ人株主・外国人株主の人数・持株数**、株主氏名・国籍・住所・持株数・払込資本金額、株式番号、株券発行日、株主として登録された日、株主でなくなった日

基本定款

(Memorandum of Association, MOA; Form Bor Or Jor 2)

基本定款登記番号（会社登記番号とは異なる）、会社商号、登録資本金額、株式総数、1株当たり額面、発起人リスト、**事業目的**等

付属定款

(Articles of Association, AOA)

株主総会や取締役会の運営規約等、会社経営上の基本的な諸規則。民商法や合併契約に従って各社各様に作成されるが、商務省の標準様式もある。

設立登記証

(Certificate of Incorporation; Form Tor Kor 0401)

会社の登記事実の証明書。原本を本社に掲示しておかなければならない。

会社設立の登記情報

(Registration of Formation of Company; Form Bor Or Jor 3)

会社登記番号、登録資本金額、株式総数、1株当たり額面、引受株式数（普通株・優先株別）、払込総額、取締役人数・氏名・職業・住所、サイン権限を有する取締役の人数・氏名、事業所の数、社印 (Company Seal)等



外国人事業法 の基礎

中島 悠史
Associate Director, Audit

外国人事業法の基礎

- 1 外国人事業法の概要
- 2 外国人の定義
- 3 外国人事業法の規制事業
- 4 代理・仲介とは？
- 5 小売とは？
- 6 卸売とは？
- 7 サービス取引
- 8 例外的取り扱い

1. 外国人事業法の概要

外国人事業法（Foreign Business Act (“FBA”）の概要	
法律の目的	国内産業保護を目的として「外国人」がタイで行ってはならない「規制事業」を規定している。
管轄当局	商務省（Ministry of Commerce）
規定対象者	以下を総称して「外国人」という。 <ul style="list-style-type: none"> タイ国籍を有さない個人（外国人） タイ国内で登記されていない法人（外国法人） タイ国内で登記された法人で、外資比率が50%以上の法人（外資企業）
規制事業	代表的な規制事業は、以下の2つ。 <ul style="list-style-type: none"> タイ国内での販売（仕入・販売取引をいい、輸出は除く） サービス（賃貸借取引等を含むサービス取引全般） 規制事業を行っているかどうかは <ul style="list-style-type: none"> 収益を獲得する側の会社で判定 会社が行う個々の取引単位で判定
例外的取り扱い	以下の場合には、外国人事業法の規制対象外として取り扱われる。 <ul style="list-style-type: none"> 商務省からForeign Business License (“FBL”)の発行を受ける形で、商務省から個別に認可を受けた事業 BOIの投資奨励の認可を受けた事業 IEATに所在する会社がIEATから認可を受けた事業
罰則	違反した場合、以下のいずれか、もしくは両方の罰則が課される。 <ul style="list-style-type: none"> 3年以下の懲役 100万バーツ以下の罰金

2. 外国人の定義

「外国人」を以下の通り定義する（第4条）

A. タイ国籍を有さない個人

B. タイ国内で登記されていない法人

C. タイ国内で登記された以下の法人

a) 上記AまたはB、あるいは上記AまたはBが50%以上を保有する法人が、その資本の50%以上を保有する法人

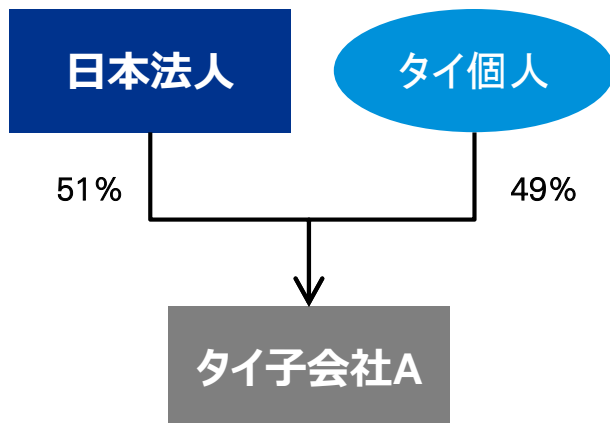
b) パートナーが上記Aであるパートナーシップ

D. 上記A. B. C.の個人又は法人が、その資本の50%以上を保有するタイ国内で登記された法人

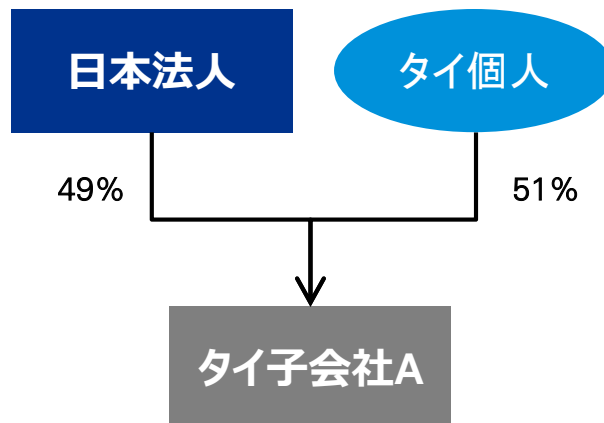
- 外国人の出資比率が50%以上の会社は規制対象。
- 外国人の出資比率が50%未満の会社は規制対象外。
- 従って、外国人の出資比率が49.99...%でも規制対象外となる。
- 土地法では、外国人の出資比率が49%超の会社には土地の保有を認めていないため、外資規制がかからない会社を設立する場合には、外国人の出資比率を49%とするケースが多い。

2. 外国人の定義

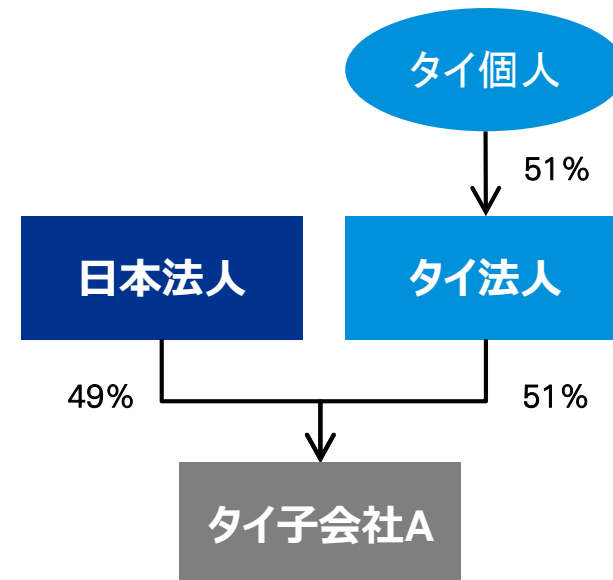
ケース1



ケース2



ケース3



タイ子会社Aは「外国人」に該当
⇒ 外資規制の対象

タイ子会社Aは「外国人」に不該当
⇒ 外資規制の対象外

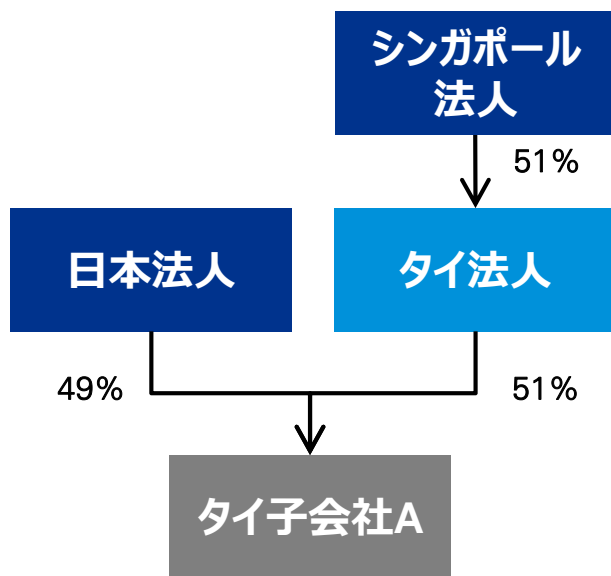
タイ子会社Aは「外国人」に不該当
⇒ 外資規制の対象外

ポイント

- 外国人の出資比率が50%以上かどうかは、その会社の発行済み株式数（優先株式を発行している場合、その優先株式数を含む）をもとに判定。
- その会社の株式を直接保有する株主構成で判定し、間接所有を含めた実質持分までは考慮しない。

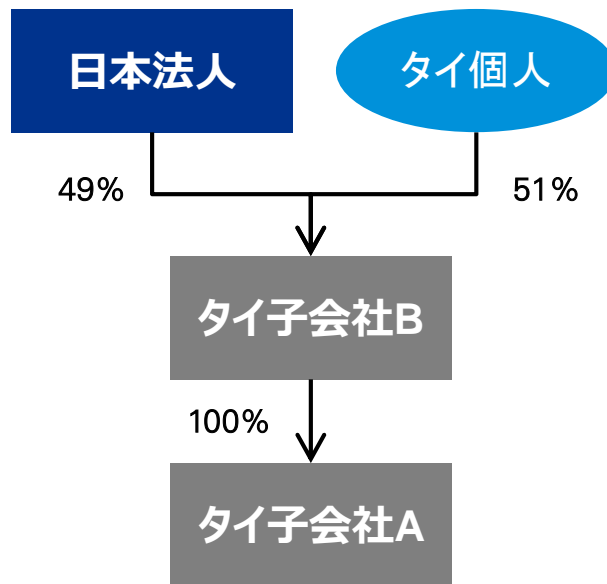
2. 外国人の定義

ケース4



タイ子会社Aは「外国人」に該当
⇒ 外資規制の対象

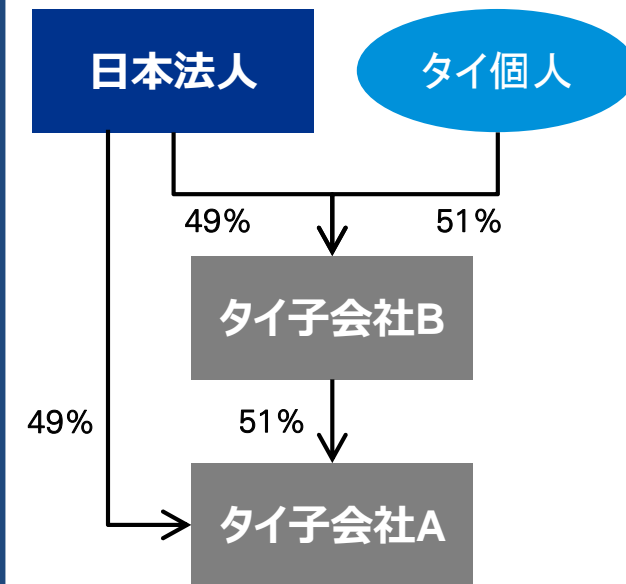
ケース5



タイ子会社Bは「外国人」に不該当
⇒ 外資規制の対象外

タイ子会社Aも「外国人」に不該当
⇒ 外資規制の対象外

ケース6



タイ子会社Bは「外国人」に不該当
⇒ 外資規制の対象外

タイ子会社Aも「外国人」に不該当
⇒ 外資規制の対象外

3. 外国人事業法の規制事業

第1種 規制事業： 特別の理由により外国人が営むことのできない事業

- (1) 新聞の出版事業、放送通信またはテレビ（放送）事業
- (2) 米作、（耕地）耕作、果樹園の農作（農業）
- (3) 動物等の飼養
- (4) 自然（天然）森林からの（採木）林業および木材加工（木工）
- (5) 漁業、特に、タイ国領（領海）およびタイ国経済域内での水生動物の捕獲
- (6) 医療用に使われる植物類の抽出
- (7) 古物品または国家の歴史的価値を有するものに関する取引及び競売
- (8) 仏像製造または鋳造、托鉢（用の）鉢の製造
- (9) 不動産（土地）取引

第1種に規定される事業は、外国人には一切認められない

3. 外国人事業法の規制事業

第2種 規制事業： 国家の安全保障又は伝統芸術・天然資源・環境に影響を与える事業

(1) 国家の安全保障（国防）または治安（維持）に関係/関連する事業

1) 次の製造、廃棄、保守（修理）

- a) 武器（火薬）、兵器、火薬、爆発物
- b) 武器（火薬）、兵器、火薬、および爆発物の部品
- c) 軍備品、軍船、軍用機または軍用車輛
- d) あらゆる種類の戦略装置の付属品や部品

2) 国内航空事業を含む、国内陸運、水運あるいは空輸

(2) 文化芸術、伝統様式（文化）、（庶民）工芸に影響を及ぼす事業

- 1) タイの美術品または民芸品である骨董品の売買
- 2) 木彫（彫刻）品の製造
- 3) 養蚕、タイシルク生産、タイシルク織製、タイシルクの捺染プリント
- 4) タイ楽器の製造
- 5) 金、銀、ニエロ（黒金）、青銅、漆加工製品の製造
- 6) タイ（伝統）文化的芸術品の陶磁器あるいは土器の製造

(3) 天然資源&環境に影響を及ぼすビジネス（事業）

- 1) 甘蔗からの、砂糖の生産（製糖）
- 2) 風化（塩田）製塩を含む製塩
- 3) 岩塩製塩
- 4) 発破（発破採掘）または（砕石）採石を含む、採鉱
- 5) 家具製造のための木材加工（木工）および木彫

第2種に規定される事業は、内閣の承認のもと、大臣から許可を得た場合には、外国人も従事することが認められる

3. 外国人事業法の規制事業

第3種規制事業： 外国企業に比較して国内産業の競争力が未だ弱いとみなされる事業

規制事業		備考
(1)	精米・製粉	-
(2)	養魚	-
(3)	植林	-
(4)	合板製造	-
(5)	石灰製造	-
(6)	会計サービス	-
(7)	法律サービス	-
(8)	建築サービス	-
(9)	エンジニアリング	-
(10)	建設	資本金が5億バーツ以上の会社が行う、特別な機械や技術や建設の専門知識を必要とする公共事業や公共輸送のための基礎的な建設サービスを除く
(11)	代理・仲介	以下のものを除く (a) 商品・金融商品・有価証券の先物取引にかかる代理・仲介 (b) 関係会社が行う製造やサービス提供に必要とされる製品の販売やサービスの代理・仲介 (c) 資本金が1億バーツ以上の会社が行う、国内製造品や輸入品の海外市場や国内市場への販売を目的とした国際代理・仲介
(12)	競売	-

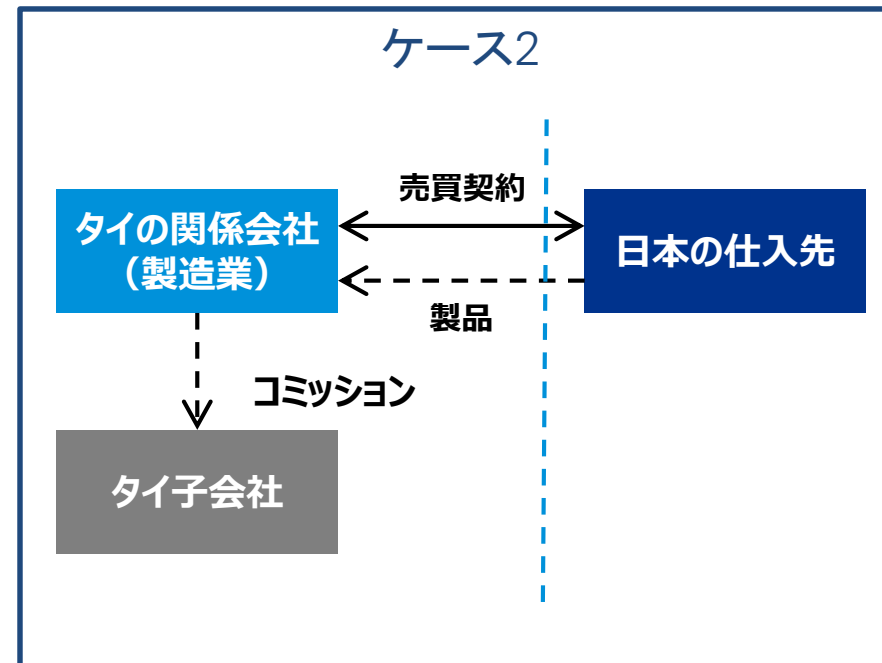
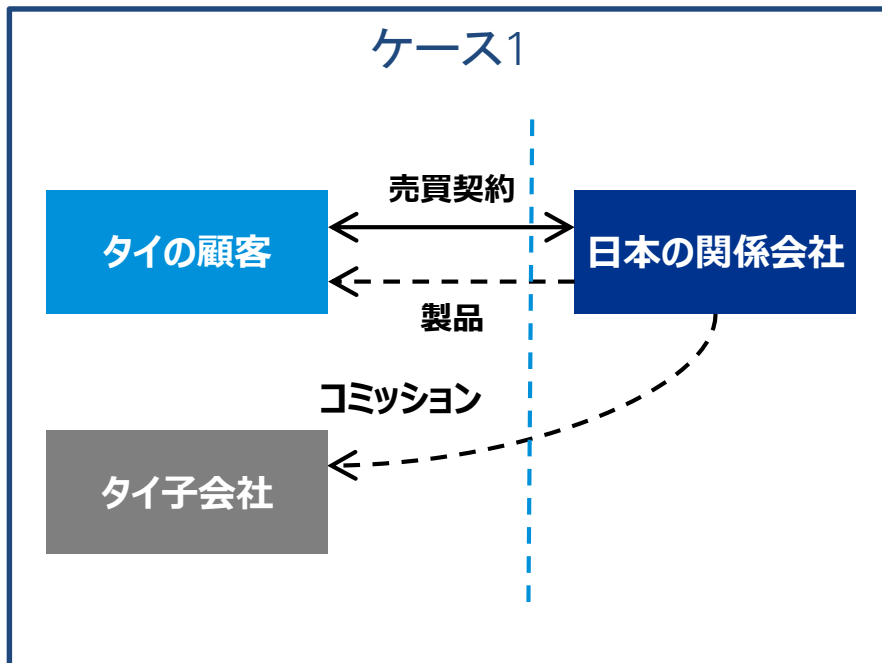
3. 外国人事業法の規制事業

第3種規制事業： 外国企業に比較して国内産業の競争力が未だ弱いとみなされる事業

規制事業		備考
(13)	国内農産物の国内取引	-
(14)	小売	以下の資本金を有する会社を除く (a) タイ国内の5つ以内の店舗で小売を行う場合：1億バーツ以上の資本金 (b) タイ国内の6つ以上の店舗で小売を行う場合：1億バーツ+2千万バーツ×（小売を行う店舗数-5）以上の資本金
(15)	卸売	「1億バーツ×卸売を行う店舗数」以上の資本金を有する会社を除く
(16)	広告	-
(17)	ホテル	-
(18)	ツアーガイド	-
(19)	飲食	-
(20)	種苗・育種	-
(21)	その他のサービス	上記(1)～(20)までに掲げるもの以外のサービス

第3種に規定される事業は、外国人事業委員会の承認により事業開発局長から許可を得た場合（Foreign Business License “FBL”の発行を受けた場合）は、外国人も従事することが認められる

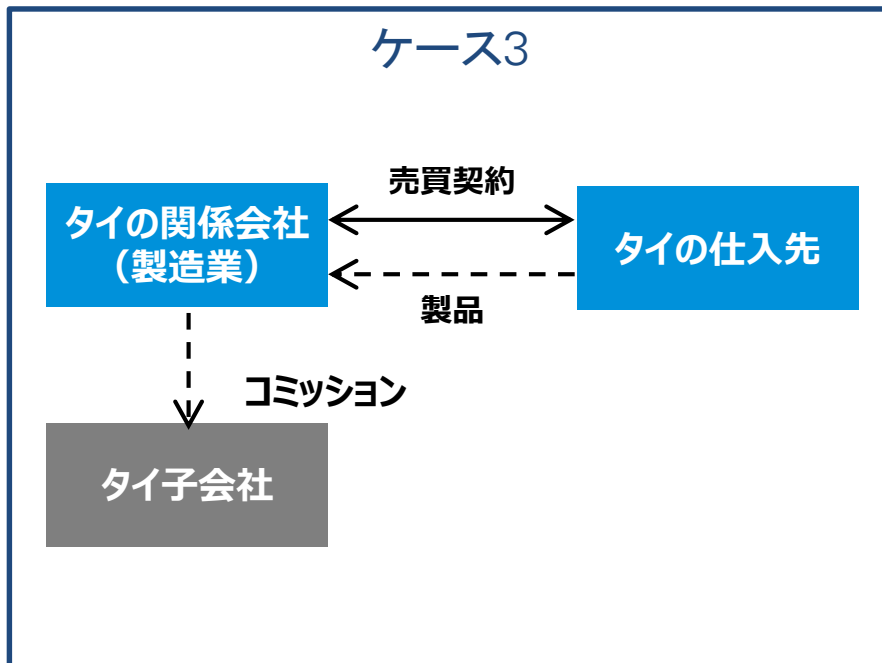
4. 代理・仲介とは？



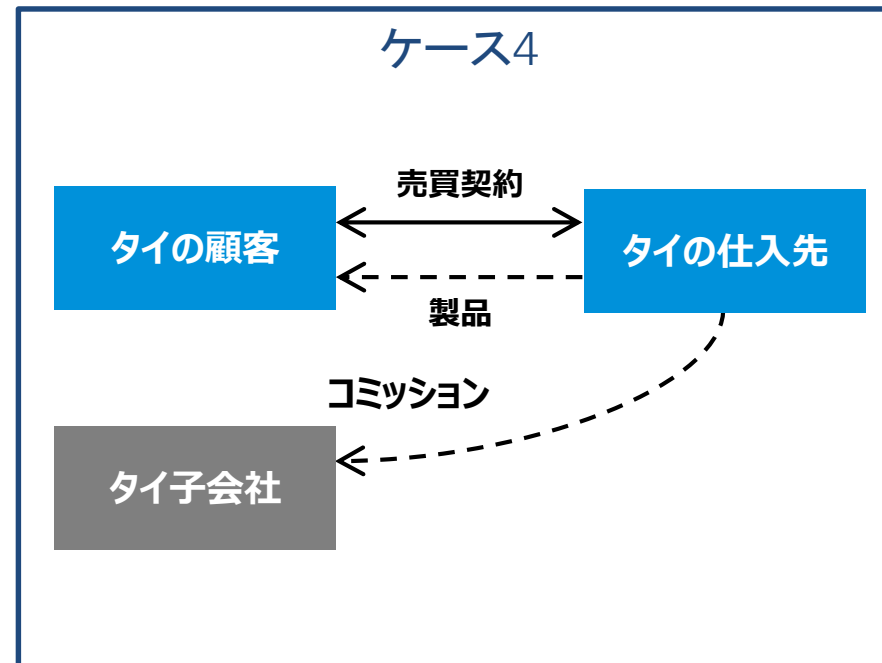
国際仲介・代理業として、1億バーツ以上の
資本金がある場合には外資規制の対象外

関係会社の製造に必要な製品（部品・原材料
等）の販売の仲介・代理業として、外資規制の
対象外

4. 代理・仲介とは？

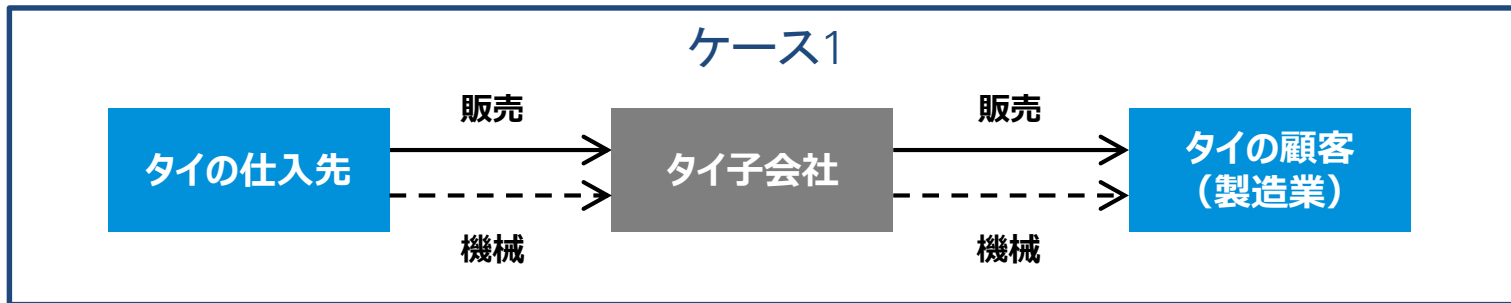


関係会社の製造に必要な製品(部品・原材料等)の販売の仲介・代理業として、外資規制の対象外

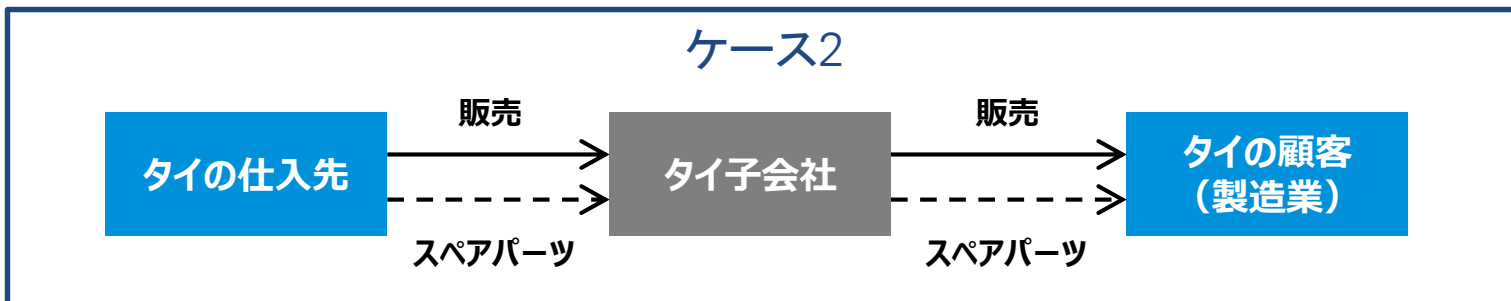


除外規定には該当しないため、外資企業(外国人)には認められない取引

5. 小売とは？

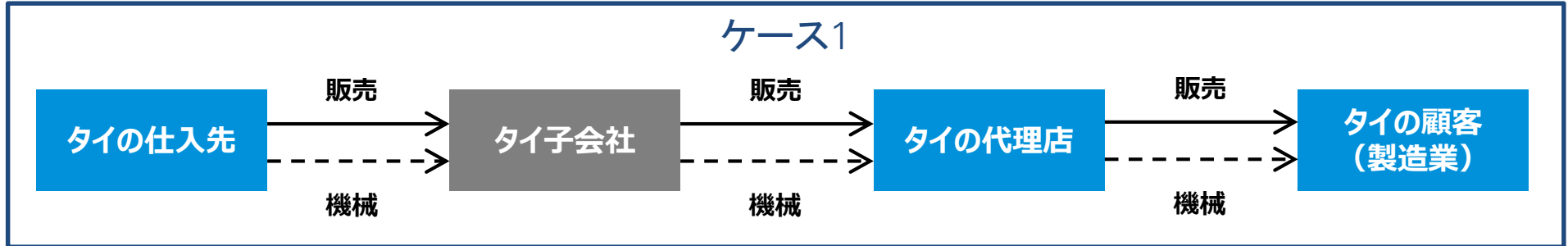


- 販売品が販売先で最終消費される取引は、小売に該当
- タイ子会社が機械を購入して、その機械を顧客に販売する取引は、その顧客の工場でその機械が使用される(最終消費される)ことから、小売に該当
- 資本金が1億バーツ以上ある場合には外資規制の対象外

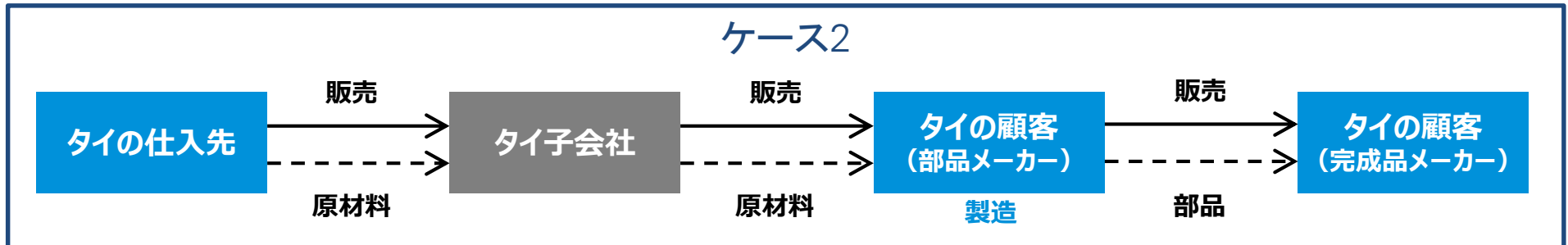


- 販売品が販売先で最終消費される取引は、小売に該当
- タイ子会社が機械のスペアパーツを購入して、そのスペアパーツを顧客に販売する取引は、その顧客の工場でそのスペアパーツが使用される(最終消費される)ことから、小売に該当
- 資本金が1億バーツ以上ある場合には外資規制の対象外

6. 卸売とは？



- 販売品が販売先で最終消費される取引は小売に該当、そうでない取引は卸売に該当
- タイ子会社が機械を購入して、その機械を代理店に販売する取引は、その販売先の代理店でその機械が使用される(最終消費される)わけではないことから、卸売に該当
- 資本金が1億パーツ以上ある場合には外資規制の対象外



- 販売品が販売先で最終消費される取引は小売に該当、そうでない取引は卸売に該当
- タイ子会社が原材料を購入して、その原材料を部品メーカーに販売する取引は、その販売先の部品メーカーでその原材料をもとに部品を製造し、さらにその部品(原材料の形が変わったもの)が完成品メーカーに販売される(販売品が販売先で最終消費されるわけではない)ことから、卸売に該当
- 資本金が1億パーツ以上ある場合には外資規制の対象外

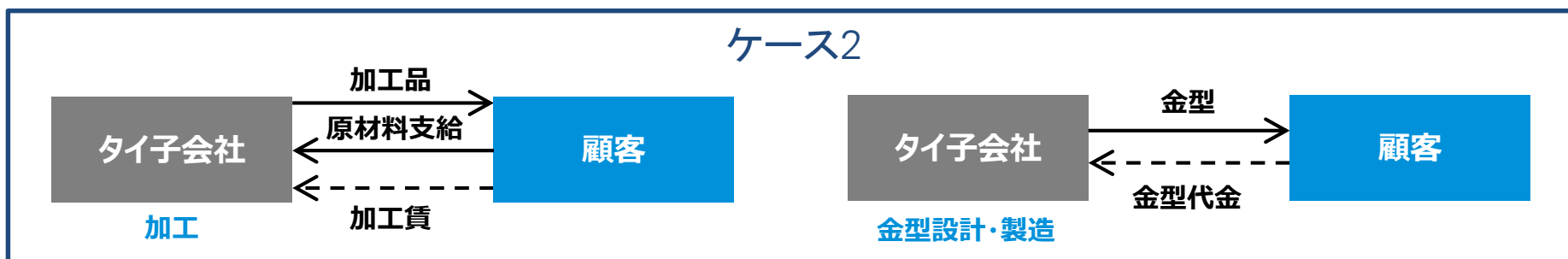
7. サービス取引

(1) 賃貸借取引



- 金銭の貸付、オフィスの賃貸、機械のリース等の賃貸借取引もサービス取引に該当
- 原則として外資企業(外国人)には認められないが、商務省からFBLの発行を受けたり、BOIから投資奨励を受けた場合には、例外的に認められる
- 2019年6月25日の外国人事業法の改定により、グループ会社への貸付、オフィス賃貸等一部サービスはFBLの取得が不要となった。(グループ会社の定義等は後述)

(2) 請負取引



- 自社で製造した製品を販売する取引(製造業)は、外資規制の対象外
- 一方、顧客の特別な注文に応じた加工や特別品の製造は、上記の製造業には該当せず、請負取引(サービス取引)として取り扱われる
- 原則として外資企業(外国人)には認められないが、商務省からFBLの発行を受けたり、BOIから投資奨励を受けた場合には、例外的に認められる

7. サービス取引

2019年6月25日の外国人事業法が一部改正され、外資企業が一部のグループ会社向けのサービス提供に外国人事業ライセンスの取得が不要となった。

緩和される事となったグループ会社向けサービス	
1	タイ国内の金銭貸付(通貨の制約なし)
2	オフィススペースの賃貸(水道光熱費を含む)
3	マネージメント、マーケティング、人事、ITに関するコンサルティングサービス

本省令の対象となるグループ会社は、以下に限定される。

1. 一方の法人の過半数の株主が、他方の法人の株主の過半数である関係
2. 一方の法人の25%以上の株式を保有する株主が、他方の法人の25%以上の株式を保有する関係
3. 一方の法人が、他方の法人の25%以上の株式を保有する関係
4. 一方の法人の経営権を有する取締役の過半数が、他方の法人の経営権を有する取締役の過半数を占める関係

7. サービス取引

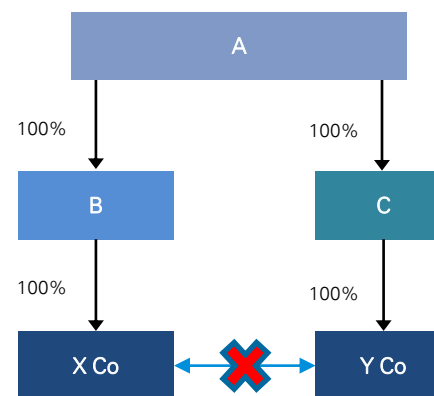
外資規制法の一部緩和

本省令の対象となるグループ会社の例は、以下の通り。

区分	例
1 一方の法人の過半数の株主が、他方の法人の株主の過半数である関係	
2 一方の法人の25%以上の株式を保有する株主が、他方の法人の25%以上の株式を保有する関係	
3 一方の法人が、他方の法人の25%以上の株式を保有する関係	
4 一方の法人の経営権を有する取締役の過半数が、他方の法人の経営権を有する取締役の過半数を占める関係	

※本省令が緩和の対象としているグループ会社とは、直接25%以上保有している株主が同一、もしくは、取締役の過半数が同一の関係を言う。

(例) 以下の会社XとYは本省令では、グループ会社と認められない。



8. 例外的取り扱い

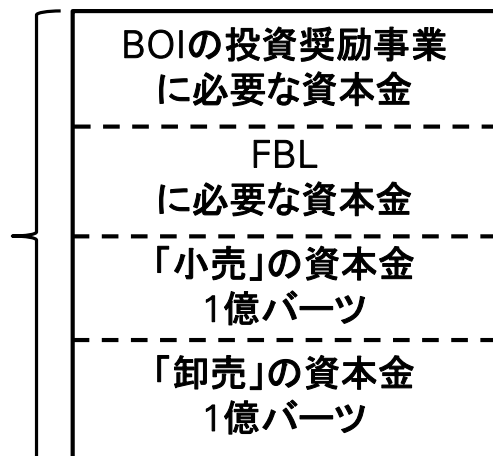
(1) 外国人事業法上の例外

第3種規制事業		備考
(10)	建設	資本金が5億バーツ以上の会社が行う、特別な機械や技術や建設の専門知識を必要とする公共事業や公共輸送のための基礎的な建設サービスを除く
(11)	代理・仲介	以下のものを除く (a) 商品・金融商品・有価証券の先物取引にかかる代理・仲介 (b) 関係会社が行う製造やサービス提供に必要とされる製品の販売やサービスの代理・仲介 (c) 資本金が1億バーツ以上の会社が行う、国内製造品や輸入品の海外市場や国内市場への販売を目的とした国際代理・仲介
(14)	小売	以下の資本金を有する会社を除く (a) タイ国内の5つ以内の店舗で小売を行う場合：1億バーツ以上の資本金 (b) タイ国内の6つ以上の店舗で小売を行う場合：1億バーツ+2千万バーツ×(小売を行う店舗数-5)以上の資本金
(15)	卸売	「1億バーツ×卸売を行う店舗数」以上の資本金を有する会社を除く

上記の「資本金」は登録資本金、それとも払込資本金？

- 2010年2月に公表された国家評議会の解釈によれば、「払込資本金」にて判定する。
- その払込資本金は、右の図のように、他の法律や規制で要求される資本金とは別に要求される。

会社に必要とされる資本金



8. 例外的取り扱い

(2) BOIの投資奨励の例示

	TISO (Trade and Investment Support Office)	IBC (International Business Center)
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 関係会社へのモニタリングサービス(事務所や工場の賃貸を含む) 2. 事業の運営に関するアドバイス(株式や外国為替の売買に関するものを除く) 3. 商品調達に関する情報提供サービス 4. エンジニアリング/技術サービス(建築・土木に関するものを除く) 5. 自社及び自社グループの製品(機械及び器具)についての以下の業務 <ul style="list-style-type: none"> - 卸売のための輸入 - レーニング - 据付・メンテナンス・修理 - 計測器校正 6. 国内製造品(完成品を除く)の卸売 7. 通信ネットワークを通じた国際的なビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス 	<p>関係会社(直接又は間接に25%以上の資本関係を有する会社)に対する以下のサービス</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション 2. 製品の研究開発 3. 商品等の調達サポート 4. 技術サポート 5. マーケティング及び販売促進 6. 財務アドバイザー 7. 人事管理、トレーニング 8. 財務アドバイザー 9. 経済・投資分析、調査 10. トレジャリーセンター業務(タイ中央銀行からトレジャリーセンターの認可を得る必要あり) 11. 国際調達・販売(1~10のサービスに関連して行われるもの) 12. その他歳入局長官が認めるサービス
要件	<ul style="list-style-type: none"> • TISOの事業について、毎年1千万バーツ以上の販売費及び一般管理費の使用 	<ul style="list-style-type: none"> • 10百万バーツ以上の払込み資本金 • 1ヶ国以上の海外の関係会社又はその支店に対してサービスを提供すること • IBCの業務にフルタイムで従事する知識・技術を有する従業員が10名以上であること(トレジャリーセンター業務のみを行う場合は5名以上であること) • 直近の監査済み財務諸表上の総負債が純資産の3倍を超えていないこと • 1百万バーツ以上の投資(IBCの事業に使用する新規固定資産の取得)(IHQから切替申請の場合は不要) • 原則として投資奨励書の発行日から3年以内に申請したとおりの事業を開始



会計アップデート

宮田 一宏

Partner, Audit

会計アップデート

- 1 **タイ国会計基準の概要**
- 2 **在タイ日系企業の親会社への決算報告**
- 3 **親会社への決算報告のポイント**
- 4 **IFRS及びタイ国会計基準の会計基準変更のロードマップ**
- 5 **コロナ禍における決算のポイント**

1. タイ国会計基準の概要

【TFRS for PAEs】

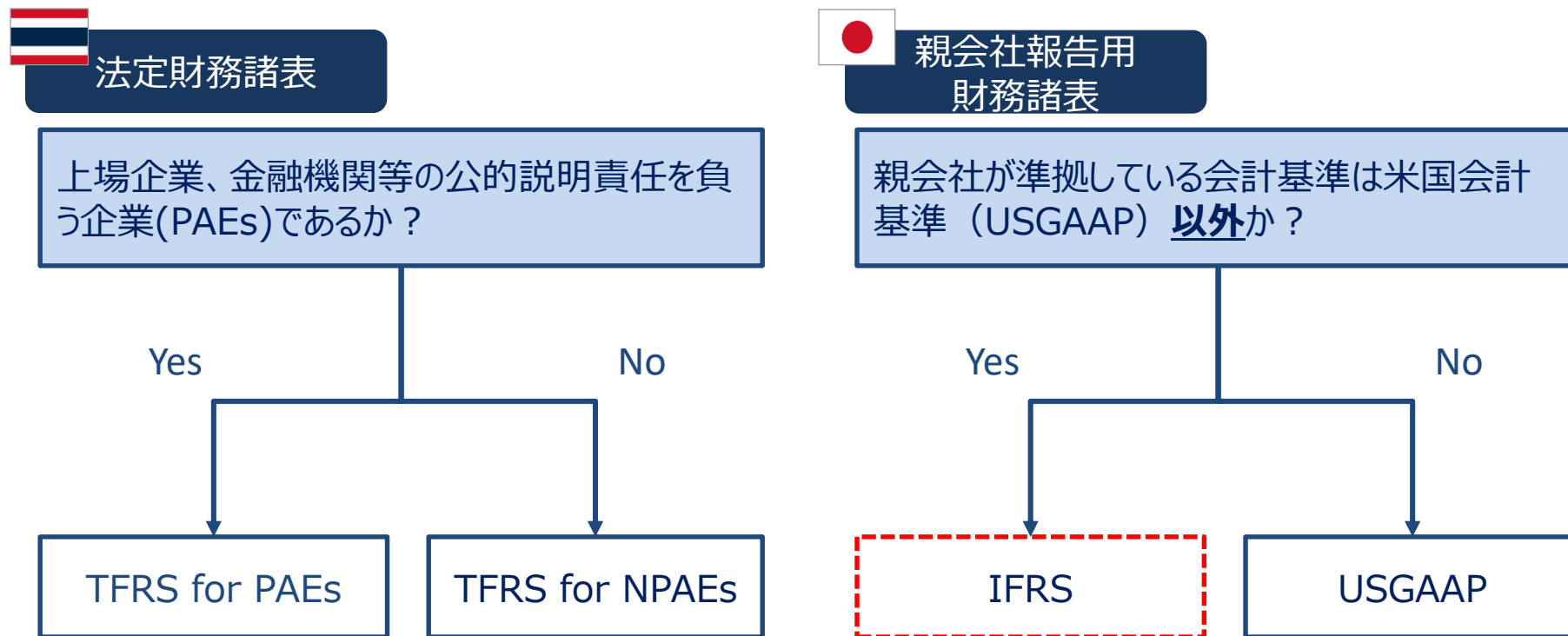
- 上場会社等、Publicly Accountable Entities (PAEs) と呼ばれる公的説明責任を負う会社はTFRS for PAEsを適用。
- TFRS for PAEs はIFRSをコンバージョンしたものであるが、コンバージョンに1年要するため（改訂がIFRSの1年～2年遅れ）

【TFRS for NPAEs】

- 上記以外の会社は、取得原価主義会計をベースにしたシンプルな会計基準であるTFRS for NPAEsを適用することとなるが、TFRS for PAEsの任意適用も可能。
- 非上場会社への実務負担に鑑み、会計上の見積りを要する会計基準の多くは任意適用とされていることに加え、2011年の導入からTFRS for NPAEsの主だった改訂は行われていないことから、TFRS for NPAEsとIFRSとのGAAP差は年々拡大しているのがタイにおける非上場会社の実態となっています。そのため、親会社報告目的のIFRSに基づく連結レポート・パッケージの作成において、タイ子会社が親会社の連結財務諸表に占める重要性に鑑み、IFRSへのGAAP差の修正を行う必要があります。詳細は5ページをご参照ください。

2.在タイ日系企業の親会社への決算報告

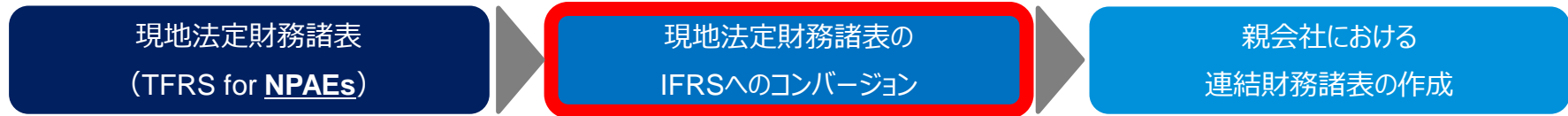
在タイ日系企業は、法定財務諸表に加えて、日本の親会社に決算報告を行う必要がある。その際、在タイ日系企業の多くが法定財務諸表をIFRSに準拠したものに組み替えたとうえで、日本の親会社へ提出することが求められる。



グループ内の会計処理は原則として統一する必要があるが、「企業会計基準委員会 実務対応報告第18号」にて、IFRS又はUSGAAPにて作成された財務諸表を連結決算に取り込むことが容認されている。(日本基準への組替は実務上行われないことがほとんど)

※ただし、「のれんの非償却」、「退職給付会計の未認識差異の処理」、「開発費の資産計上」、「固定資産/投資不動産の時価評価」及び「FVOCIに指定された株式の公正価値変動」の5項目については、IFRSの会計処理を適用せず、日本基準と同様の処理に修正する。

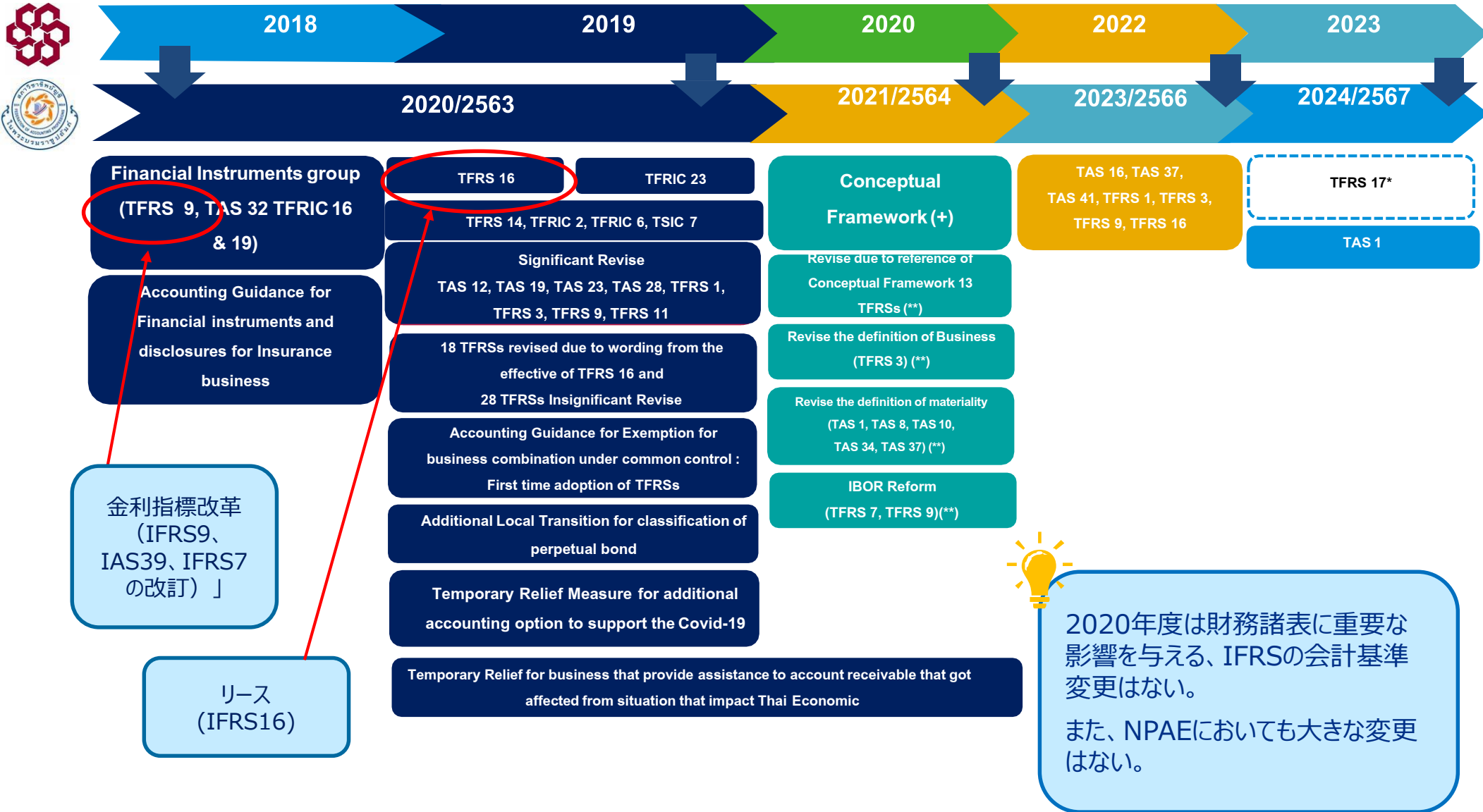
3. 親会社への決算報告のポイント



2018年度からTFRS for SMEs (IFRS for SMEsのコンバージョンしたもの) が適用される予定であったが、タイ国会計職連盟 (Federation of Accounting Professions) が方針を変更して、新会計基準の適用がなくなった。今のところ、現行の会計基準の変更は予定されていない。なお、現行基準 (NPAEs)とSMEsの主な差異は次の通り。

項目	基準書	主なGAAP差
退職給付会計	TAS19 (IAS19と同等)	TFRS for NPAEsにおいてはTAS19の適用は任意とされています。 任意適用しない場合は最善の見積りに基づく引当金の計上が必要となるものの、年金数理人の数理計算結果の入手は必ずしも要求されていません。従業員構成・設立後の経過年数等に鑑み重要性が認められる場合は、年金数理人の計算結果を入手の上GAAP差を修正する必要があります。
税効果会計	TAS12 (IAS12と同等)	TFRS for NPAEsにおいてはTAS12の適用は任意とされています。 任意適用しない場合はGAAP差の修正が必要となります。タイの法人税申告書においては、日本の法人税申告書の別表5に相当する付表がなく、経理担当者の退職等により一時差異を把握することができない事例も見受けられます。また、BOIの法人税免税恩典がある会社においては、BOIプロジェクトごとのタックスプランニングを作成し、繰延税金資産・負債を計上する必要がある等、計算に複雑性を伴う点に留意が必要です。
金融商品	TFRS9 (IFRS9と同等)	TFRS for NPAEsにおいては金融商品に関する会計基準は設けられていません。 そのため、為替予約等のデリバティブ取引を実施している場合には公正価値により測定し、GAAP差を修正する必要があります。営業債権の評価について予想信用損失 (ECL: Expected Credit Loss Model) による測定が必要となります。
顧客との契約から生じる収益	TFRS15 (IFRS15と同等)	<ul style="list-style-type: none"> リポートに係る会計処理及び開示 (総額または純額表示) 収益認識時点 (一時点または一定期間) 複数要素を含む契約や変動対価またはライセンス収入を含む取引に係る収益認識時期
リース	TFRS16 (IFRS16と同等)	<ul style="list-style-type: none"> 事務所賃借、社宅、自動車リース等、従来のオペレーティング・リース取引のオンバランスによる資産計上及び償却 「合理的に確実な」延長を含むリース期間 (特に、1年更新の不動産賃借契約)

4. IFRS及びタイ国会計基準 (PAE及びNPAE)の会計基準変更のロードマップ



5. コロナ禍における決算のポイント

棚卸資産

- 滞留在庫の評価
- 低価法の評価 (NRV)
- 遊休費用の取扱い

減損会計

- 収益性が低下した資産の回収可能性の評価

金融商品

- 滞留債権の回収可能性の評価
- 投資先の財務状況悪化による有価証券の評価減

退職給付会計

- 早期希望退職制度に係る会計処理

税効果会計

- 繰延税金資産の回収可能性

ゴーイングコンサーン

- 継続企業の前提



個人所得税の 基礎

伊藤 進

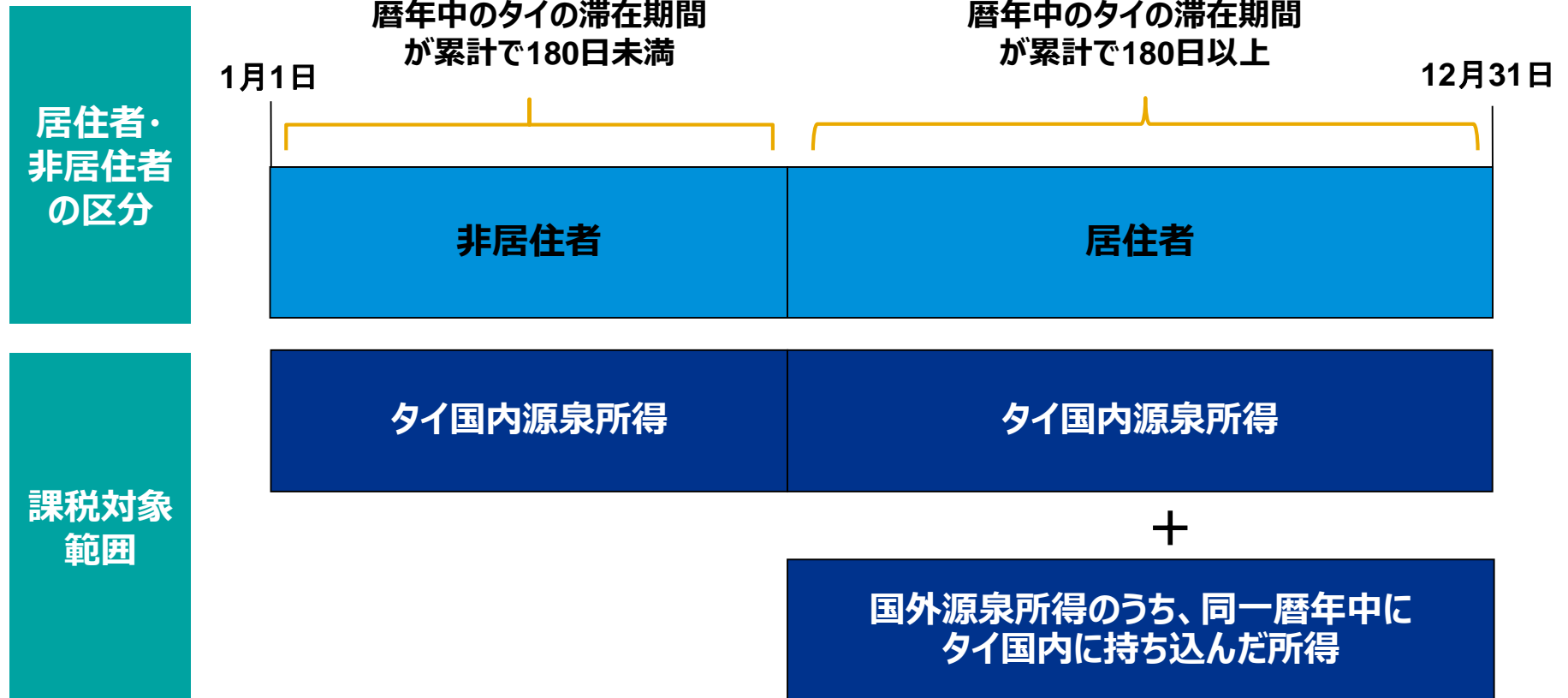
Associate Director, Tax & Legal

個人所得税の基礎

1. 納税義務者及び課税範囲
2. 個人所得税率
3. 課税所得の計算
4. 申告・納付手続き
5. コロナ禍における一時帰国駐在員の取扱い

1. 納税義務者及び課税範囲

課税期間は暦年(1月1日～12月31日)



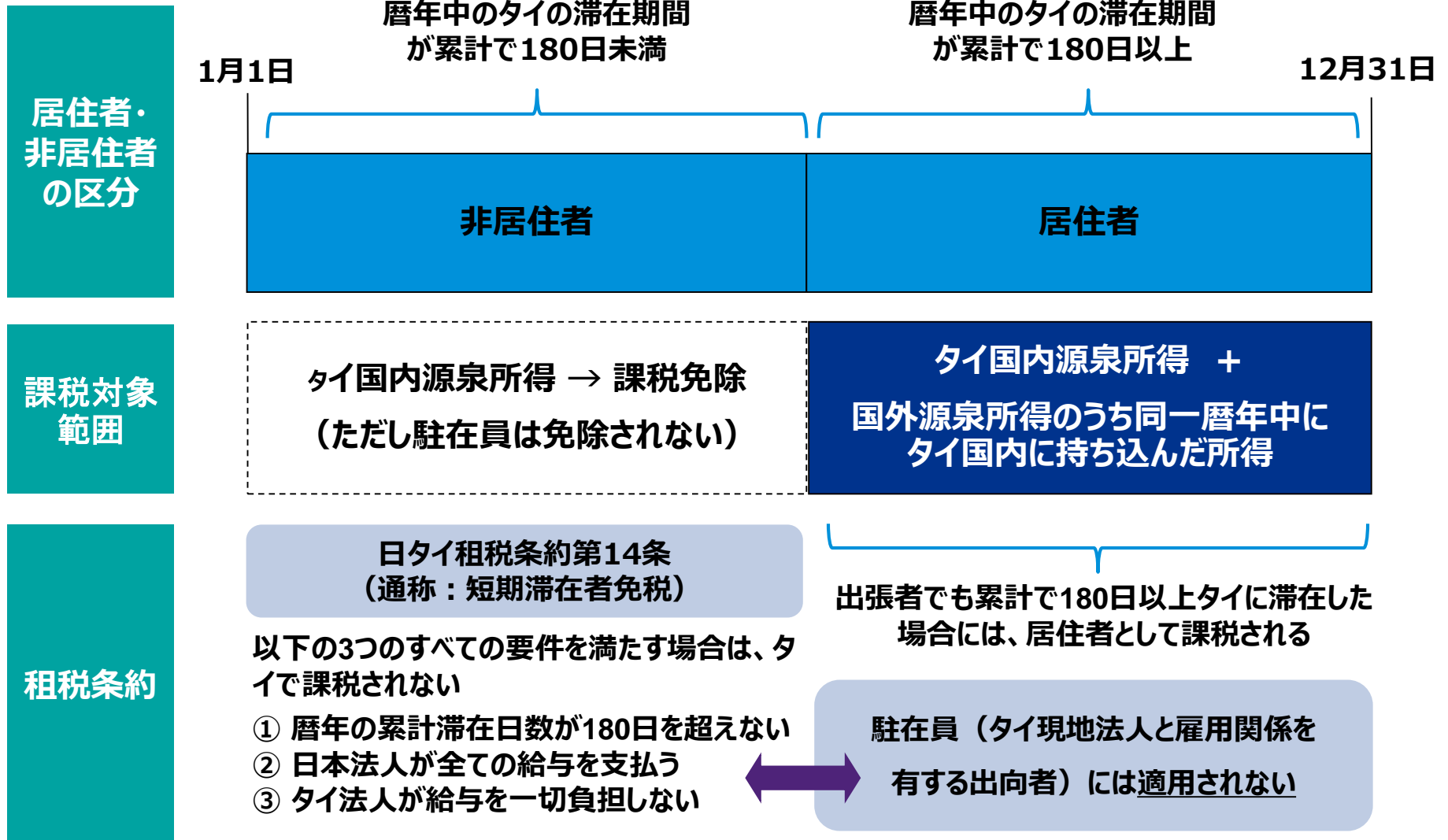
タイ国内源泉所得とは

所得をどこで受領したかを問わず、
・タイ国内における職位・職務から得た所得
・タイ国内の事業所又は事業からの所得
・タイ国内に所在する資産からの所得

つまり、タイで勤務したことにより得た
・日本で支払われる給与
・タイで支払われる給与のいずれも
「タイ国内源泉所得」に該当

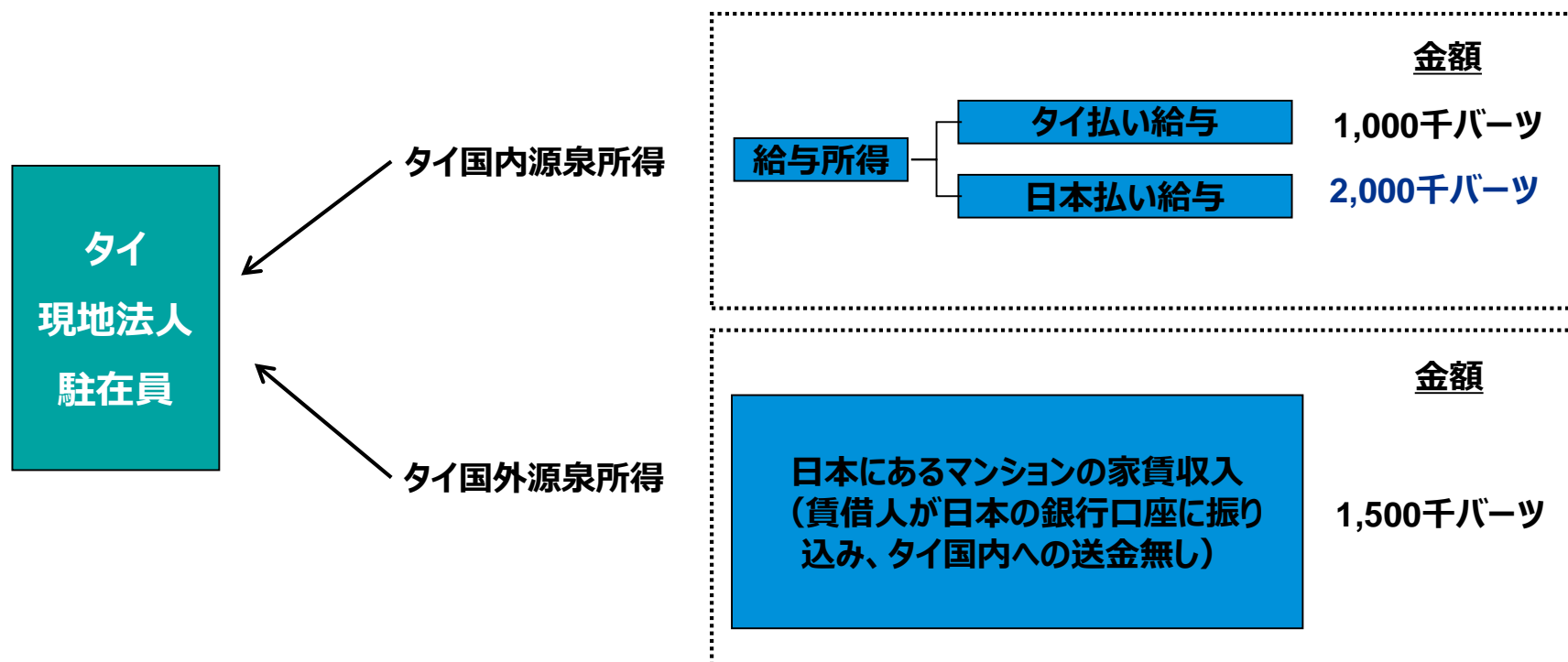
1. 納税義務者及び課税範囲

出張者でもタイで勤務する場合に、タイ国内源泉所得を有することになるが……



1. 納税義務者及び課税範囲

課税範囲の例



	国内源泉所得	国外源泉所得	
タイ払い給与	1,000		} 合算申告
日本払い給与	2,000		
日本にあるマンションの家賃収入		申告不要	
課税所得	3,000千バーツ		

2. 個人所得税率

- 最高税率が35%の累進税率（所得が高くなるにつれて税率も高くなる）

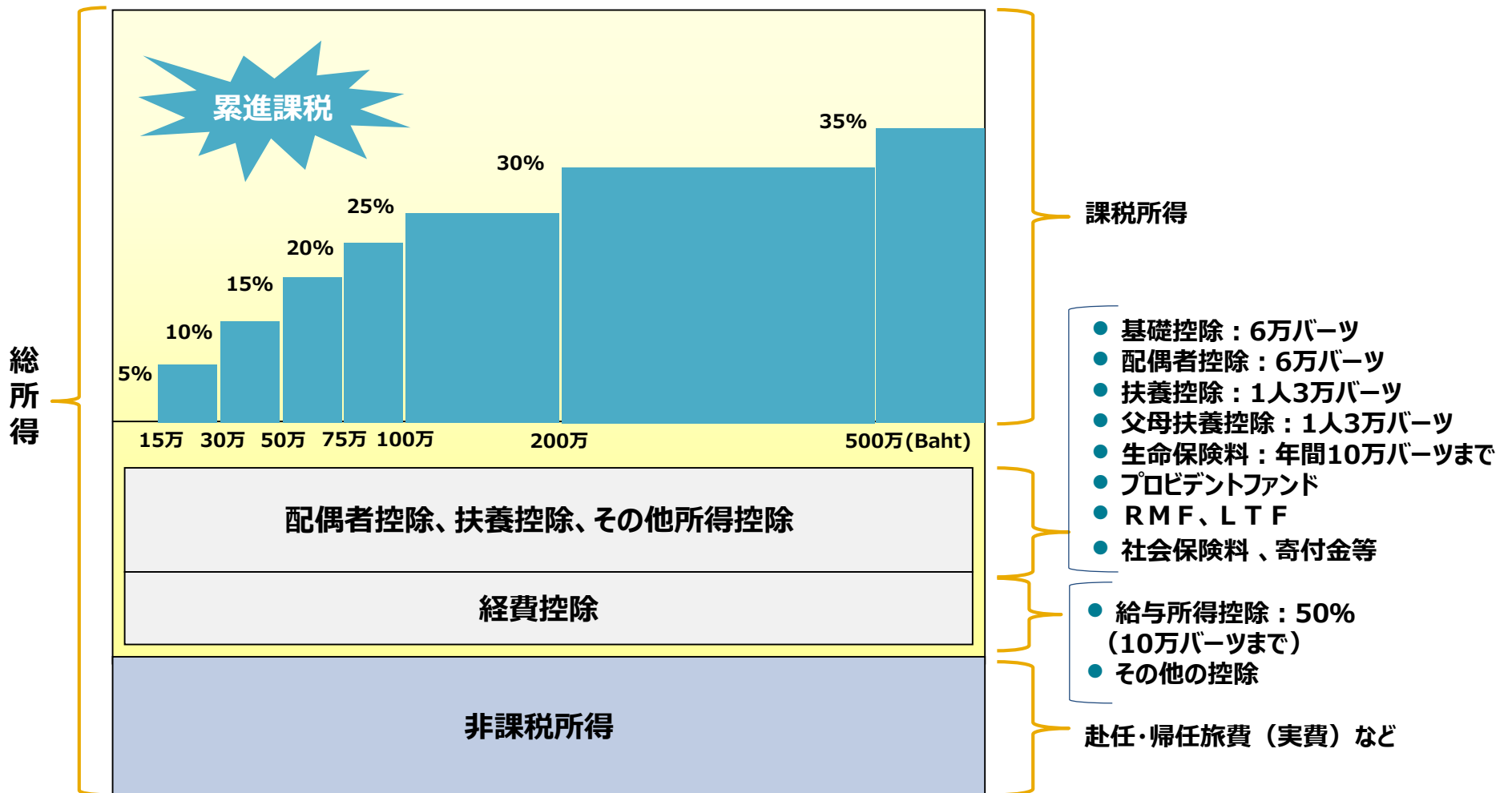
課税所得（バーツ）			税率
0	～	150,000	0%
150,001	～	300,000	5%
300,001	～	500,000	10%
500,001	～	750,000	15%
750,001	～	1,000,000	20%
1,000,001	～	2,000,000	25%
2,000,001	～	5,000,000	30%
5,000,001	～		35%

- 個人所得税は実際の年間収入（年間所得）から以下の所得控除額を差し引いた金額（課税所得）に対して上記の税率を乗じて計算される。主な所得控除は以下のとおり。

項目	所得控除額
給与所得控除	課税所得の50%（10万バーツが限度）
基礎控除	6万バーツ
配偶者控除	6万バーツ
扶養控除	子供1人につき3万バーツ （2018年1月1日以降に出産、かつその子が第2子以降である場合については6万バーツ）

3. 課税所得の計算



課税所得の計算



3. 課税所得の計算

課税所得（現物給与）

日本人駐在員給与について、日本と同等の手取り額を保証するために、タイにおける個人所得税を会社が負担する契約となっている場合、当該会社負担部分も課税所得に含まれる。

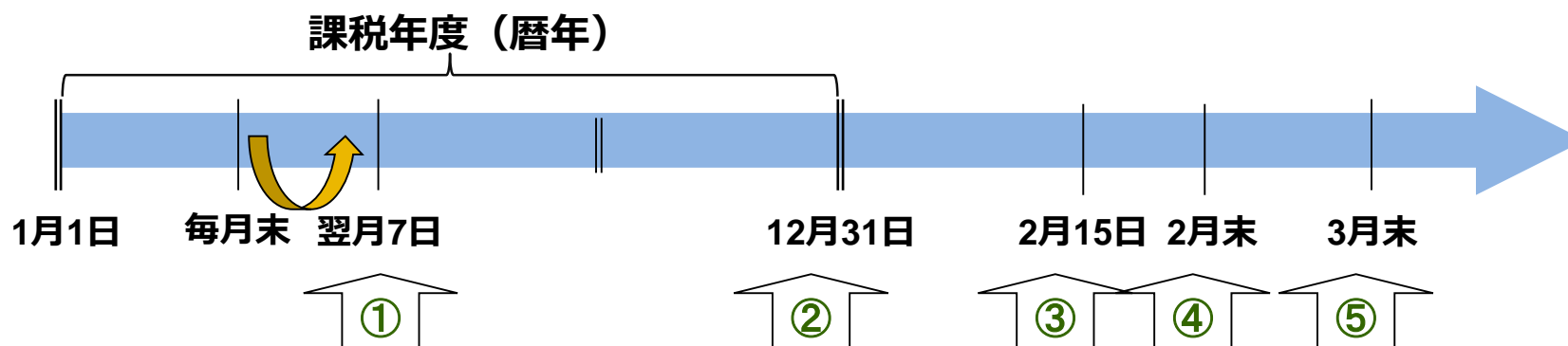
	自己負担の場合		会社負担の場合	
年間額面給与	5,000,000B	会社が負担 	5,000,000B+X	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #e0b0b0;"> 方程式によるグロスアップ計算が必要 </div> $X = (X + 5,000,000) \times 35\% - 485,000$ $\therefore X = 1,946,153B$  6,946,153Bと算定 …コスト40%アップとなる
個人所得税	▲1,265,000B		▲X	
年間手取り給与	3,685,000B		5,000,000B	
課税対象所得	5,000,000B		5,000,000B+X	

(注) 計算の便宜上、所得は給与所得のみで、かつ所得諸控除がないケースを前提としている。

会社負担の個人所得税が課税対象所得の対象になるのはいつか？（RC Sec 40）

- その個人所得税の対象となった給与と同年度の課税対象所得に加算する。
- その税額が支払われた年度の課税対象所得に加算するのではない。

4. 申告・納付手続き



① 毎月徴収した給与等に係る源泉税を、翌月7日までに申告・納税（会社）

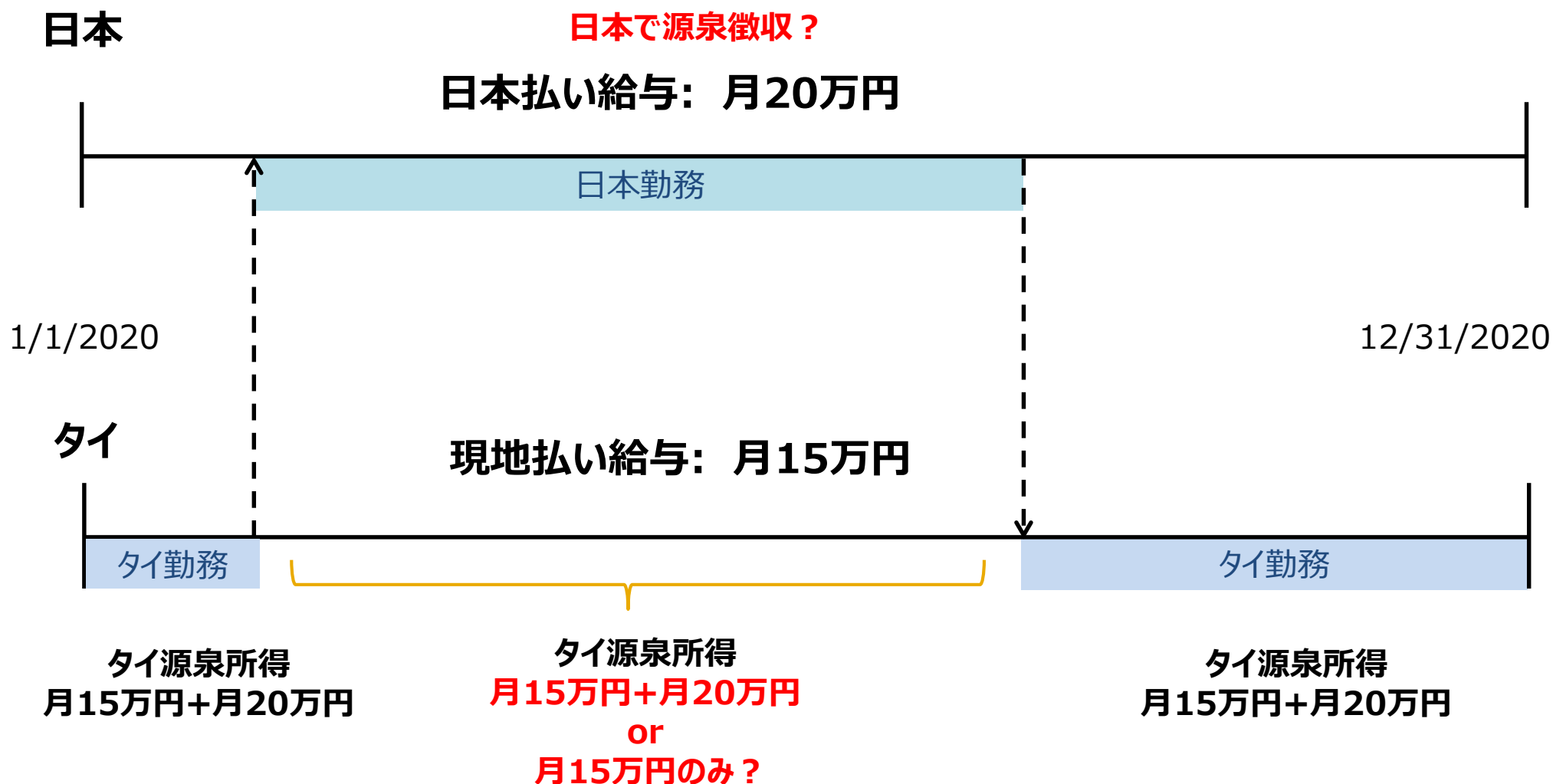
② 年末の最後に支給される給与で過不足調整（会社）
日本の人事部に日本払い給与のデータ明細依頼

③ 翌年の2月15日までに各従業員に対して源泉徴収証明書の発行（会社）
年明後、早い時期に日本払い給与のデータ収集

④ 翌年の2月末までに税務署に源泉徴収の年次報告書の提出（会社）

⑤ 翌年の3月末までに税務署に確定申告・追加納税（各個人の義務）
会社が所得税負担する場合は日本人分をまとめて納付

5. コロナ禍における一時帰国駐在員の取扱い





2020年を振り返って

2020年中の主なアップデート

	項目	概要	コロナの状況
19年 12月	移転価格	歳入局から法人税申告書に添付する関連者取引明細書（Transfer Pricing Disclosure Form）のフォーマットが公表 <ul style="list-style-type: none"> 2019年度以降、その年度の売上が2億バーツ以上の会社は法人税申告書に関連者取引明細書を添付しなければならない 	中国の湖北省武漢で最初の感染者を確認
20年 3月	関税	Bolliger & Company ConsultingがKPMGタイランドに合流 <ul style="list-style-type: none"> KPMGタイランドの関税プラクティスが強化された 	2月のクルーズ船を最初に日本で徐々に感染者が増加、4月に緊急事態宣言
	税金・社保	歳入局が新型コロナウイルスに対する救済措置を発表 <ul style="list-style-type: none"> 2020年4月から9月までの源泉税率の引き下げ 2020年3月から8月までの社会保険料の軽減 12月～3月決算法人の法人税の申告期限の延長（8月まで） 2020年分の個人所得税の申告期限の延長（8月まで）等 	タイは3月下旬に非常事態宣言
4月	勅令	商務省がテレビ会議等での取締役会・株主総会の開催を認める勅令を公布 <ul style="list-style-type: none"> これまでは電子通信機器を使用した会議は、参加者がタイ国内にいる場合にのみ有効とされたが、音声又は音声及び映像を保存すること等を要件に、テレビ会議等で海外の参加者を含めた取締役会・株主総会の開催が可能となった 	4月はまるまるロックダウン、アルコールも販売禁止（タイ）
5月	個人情報保護法	新型コロナウイルスによる個人情報保護法の施行延期を発表 <ul style="list-style-type: none"> 2020年5月27日から個人情報保護法が施行される予定が1年延期となり、2021年6月1日から施行となった 	5月からアルコール販売解禁（タイ）

2020年中の主なアップデート

	項目	概要	コロナの状況
6月	民商法	<p>タイ航空の破綻を機に閣議が吸収合併制度を織り込んだ民商法の改正案を承認</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の民商法では新設合併のみしか認められないが、日本で一般的な吸収合併が可能となった場合にはグループ内の再編がしやすくなる可能性あり（ただし、施行時期は未定） 	6月中旬に夜間外出禁止令が解除（タイ）
7月	法人税 土地建物税	<p>歳入局が設備投資減税等や土地建物税の90%減額を決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年1月から12月に購入した新規機械設備について追加で取得価額の150%相当を法人税の課税所得から控除 2020年分に限り、土地建物税を90%減額 	規制解除 市中感染者ゼロが続く（タイ）
9月	VAT	<p>VATの軽減税率（7%）を2021年9月30日まで再延長することを閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> 1997年以降、時限立法により7%の軽減税率が継続適用 	市中感染者ゼロが続く（タイ）
11月	個人所得税	<p>歳入局が年末の個人消費喚起策を公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年10月23日から12月31までの期間に購入した一定の物品やサービス代金について、3万バーツを上限に個人所得税の課税所得から控除 	年末にサムットサコーン県で多数の感染者が発見されて以降、第二波に突入（タイ）



home.kpmg/th

[Twitter: @KPMG_TH](https://twitter.com/KPMG_TH)

[LinkedIn: linkedin.com/company/kpmg-thailand](https://www.linkedin.com/company/kpmg-thailand)

[Facebook: facebook.com/KPMGinThailand](https://www.facebook.com/KPMGinThailand)

[YouTube: youtube.com/kpmginthailand](https://www.youtube.com/kpmginthailand)

[Instagram: instagram.com/kpmgthailand](https://www.instagram.com/kpmgthailand)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2021 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.